

令和5年度第3回地区推進会議

日時：令和5年11月13日（月）
午後3時～午後4時30分（予定）
場所：市川市役所第2庁舎4階 大会議室1

会 議 次 第

1 開会

2 議題

- (1)第5期市川市地域福祉計画（案）について【地域共生課】
- (2)第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について【地域包括支援課】
- (3)その他

3 閉会

《配布資料》

- (1)第5期市川市地域福祉計画（素案）
- (2)第5期市川市地域福祉計画（概要版）

※第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）の資料は、会議当日に配布いたします。

第5期市川市地域福祉計画

【令和6年度～令和11年度】

(2024～2029年度)

(素案)

令和6年3月



市川市

はじめに

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 地域福祉とは	3
2 計画策定の背景	4
3 地域福祉計画とは	4
4 市川市地域福祉計画の位置付け	6
5 市川市地域福祉計画の計画期間	7
第2章 第4期計画における成果と課題	8
1 進行管理事業の評価	9
(1) 行政施策の評価	9
(2) 基本目標ごとの整理（令和4年度目標と実績）	9
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり	9
基本目標Ⅱ 参加と交流のあるまちづくり	11
基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり	15
基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり	15
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり	16
2 第4期計画の成果	21
第3章 第5期地域福祉計画策定の基本的考え方	24
1 市川市の地域福祉を取り巻く状況（統計データ）	25
(1) 人口と世帯の状況	25
(2) 高齢者の状況	25
(3) 障がい者の状況	26

(4) こども・家庭の状況.....	26
(5) 生活困窮者の状況	27
(6) ボランティアの活動状況.....	27
(7) 町会・自治会加入世帯と加入率	28
2 市民意向調査等の実施	29
3 第5期計画の基本的な考え方	32
4 新たな基本理念・行動指針.....	34
5 基本目標と施策の方向の見直し	35
(1) 基本目標の表現の見直し	35
(2) 施策の方向の見直し.....	35
6 SDGs の考え方	36
7 圏域について.....	37
8 計画体系図	39
9 計画策定体制	40

第4章 施策の展開 42

第4章の見方	43
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちを共につくる.....	46
施策の方向1 地域福祉に関する情報の提供	47
施策の方向2 相談支援体制の充実	49
施策の方向3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進	53
施策の方向4 権利擁護と見守り体制の充実.....	57
施策の方向5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止	61
基本目標Ⅱ 参加と交流のまちを共につくる	66
施策の方向6 福祉コミュニティの充実	67
施策の方向7 地域における防災体制充実の推進	73
施策の方向8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進.....	75

基本目標Ⅲ 安全とつながりのあるまちを共につくる.....	78
施策の方向9 犯罪の防止と立ち直りの支援	79
施策の方向10 バリアフリーの推進	81
施策の方向11 居住環境の整備	83
基本目標Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる.....	86
施策の方向12 介護予防・健康づくりの支援	87
施策の方向13 就労と生活困窮者への支援	89
施策の方向14 自殺防止に対する包括的な支援	93
施策の方向15 地域の居場所づくり	95
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる.....	98
施策の方向16 地域福祉に対する意識の啓発	99
施策の方向17 地域福祉活動の担い手の確保と育成	103
施策の方向18 地域資源の有効活用	107
施策の方向19 情報共有・管理の充実	109
第5章 計画の推進のために	112
1 地域福祉の推進体制	113
2 計画の進捗管理	114
3 市川市社会福祉協議会との連携強化	119
4 地域福祉の推進に係る財源	120
第6章 市川市成年後見制度利用促進基本計画	122
第7章 市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)実施計画	126

◆資料編134

- 計画の検討経過
- 社会福祉審議会の開催回数、内容
- 地区推進会議の開催回数、内容
- パブリックコメントの概要
- いちかわ社協「地域福祉活動計画 わかちあいプラン」の概要
- 市川市社会福祉審議会委員名簿
- 市川市社会福祉審議会条例
- 用語解説

第1章 計画の策定にあたって

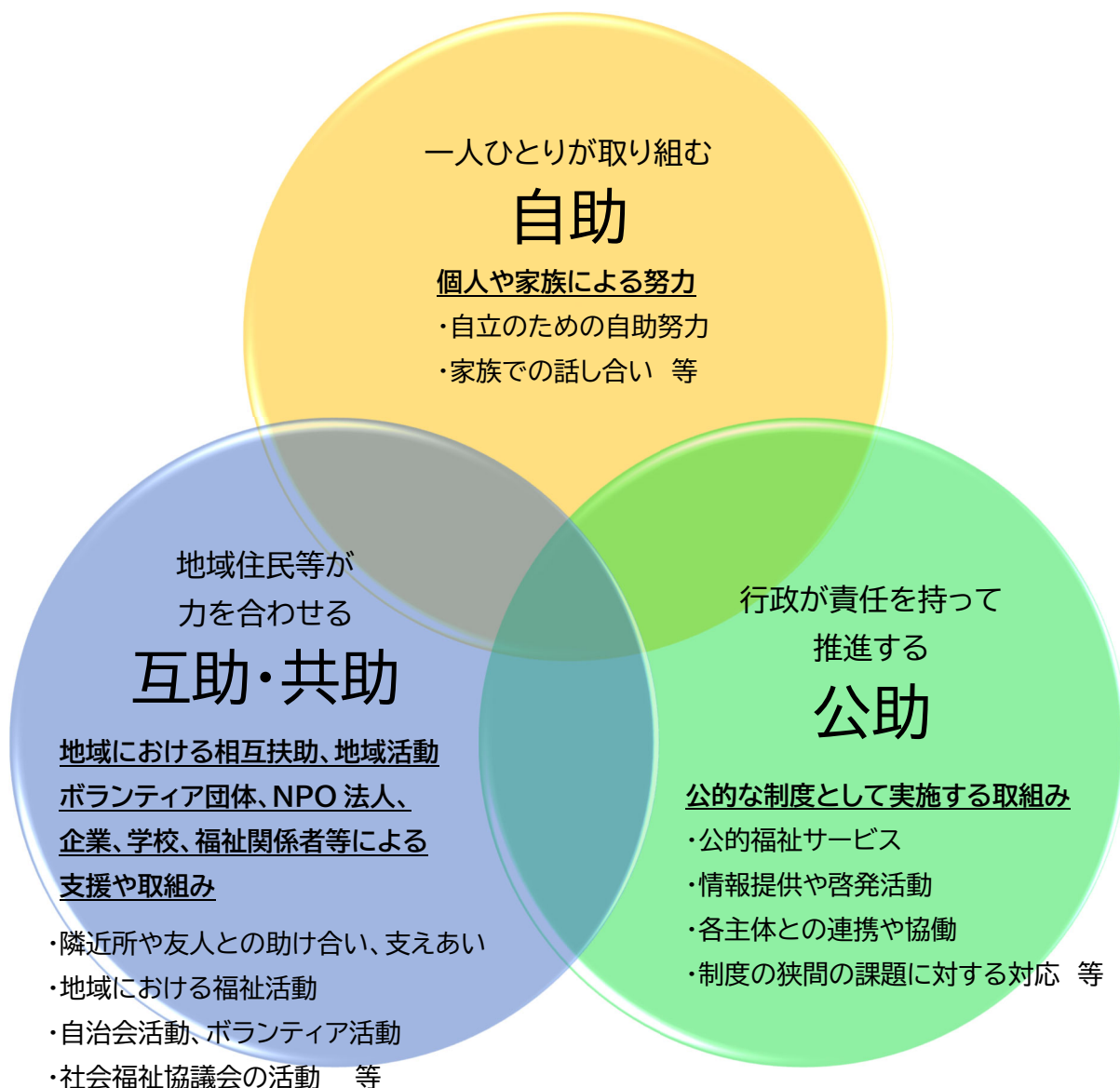
1 地域福祉とは

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲（地域）の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域住民や地域福祉の活動団体、地域福祉に関わる事業者には、地域住民ひとり一人では解決することが困難な課題、いわゆる「地域生活課題」で悩む人を発見・把握した場合、支援関係者と連携し、その課題の解決を図ろうとすることで、地域福祉をさらに推進していくことが求められています。

また、行政は、地域住民等と支援関係者のそれぞれの協力が円滑に行われるように、「地域生活課題」を解決するための包括的な支援体制を整備することで、地域福祉を推進していきます。

このように、地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助、共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。



2 計画策定の背景

近年、地域福祉における生活課題は、価値観の多様化などにより、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者や子どもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、家族が抱える 8050 問題[※]、ダブルケア[※]やヤングケアラー[※]、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。

国は、複雑化・複合化したそれぞれの課題について、行政の制度・分野ごとの縦割りや、地域住民や地域団体のどちらかが「支え手」や「受け手」であるといった関係ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会[※]」を目指す方向性を示しました。

このことを受け、社会福祉法[※]は 2017（平成 29）年、2020（令和 2）年にそれぞれ改正され、第 4 条には地域福祉の推進について、地域住民や関係する支援関係機関等が連携して地域生活課題を把握し、解決することが法的に位置づけられました。そして、同法第 6 条第 2 項では、この多様な主体が連携して進めていく地域福祉推進の公的責任が明記され、従来まで地域福祉の推進主体として国や地方公共団体が位置付けられていなかった状況が見直されました。

これから目指す地域共生社会には、世代や分野に関わらず、地域に住む一人ひとりが暮らしやすくなるために、住民は地域の取組みに参加して地域社会を形成し、行政には支援が必要な人に対して適切な支援が届けられるよう、包括的な支援体制を構築することが求められています。

本市では、2001（平成 13）年度から独自の事業として、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）」という 3 つの基本的な考え方に基づき、「地域ケアシステム」という地域福祉の仕組みを推進してきましたが、2020（令和 2）年以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人が集まること、人と話をするといった「交流」が大きく制限され、地域での孤立や地域のコミュニティが希薄化するといった傾向が加速化し、他者と触れ合う機会が減少してしまいました。

2023（令和 5）年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことで、マスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、地域活動も少しずつ再開の兆しが見えてきました。

本市の地域ケアシステムを中心とした地域福祉の推進に向けた取組みと、社会福祉法により努めることとされた行政の包括的な支援体制は、その目指す方向性において重なる部分が多くありますが、地域住民の価値観の多様化による、複雑化・複合化したさまざまな地域生活課題に対応し、さらには社会参加に向けた取組みをより充実させるために、これまでの地域福祉計画を見直し、新たな「第 5 期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

3 地域福祉計画とは

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

2017（平成 29）年の改正社会福祉法により、任意であった計画の策定は努力義務に変更されるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

【参考】社会福祉法抜粋

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

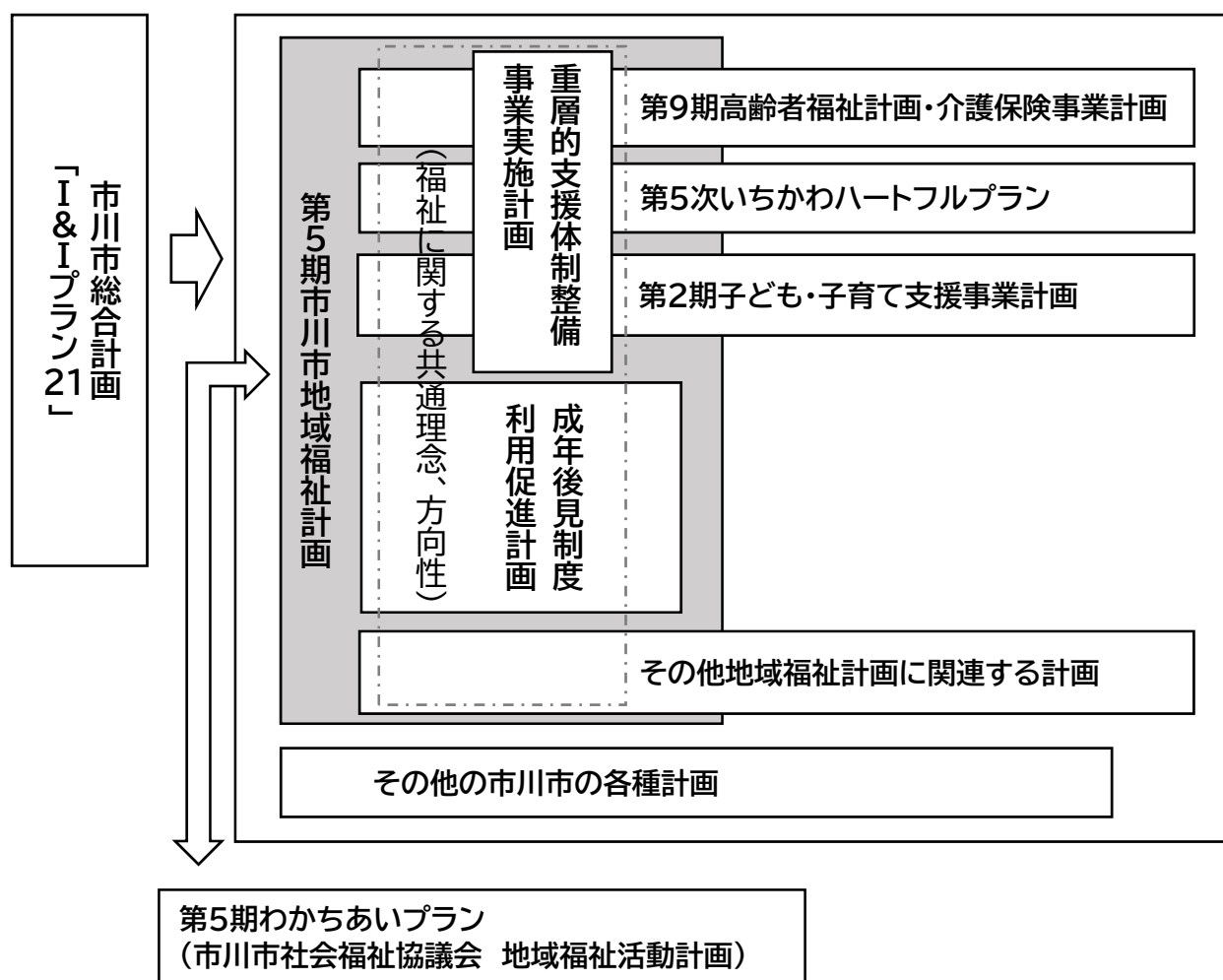
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 市川市地域福祉計画の位置付け

市川市地域福祉計画は、市川市総合計画（I&Iプラン 21）における基本構想（まちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの基本目標と施策の方向）を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、本市の高齢者、障がい者、子ども等、福祉に関する個別計画に共通する理念や方向性を定めるとともに、福祉分野の横断的な施策を定める計画となります。

また、第5期市川市地域福祉計画は、2023（令和5）年にそれぞれ単独の実施計画として策定した、「成年後見制度利用促進計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する計画です。

さらに、市川市社会福祉協議会*が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した「地区別計画」とも連携し、地域生活課題を速やかに把握し、地域住民とともに解決に向けた検討を行っていきます。



5 市川市地域福祉計画の計画期間

第4期市川市地域福祉計画の計画期間は6年間となっていますが、この理由は、関連性の大きい市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、いちかわハートフルプランの計画期間が3年間となっていることから、

- ・両計画と周期をそろえPDCAサイクルを合わせることが望ましいこと
- ・福祉分野の各計画の上位計画としての位置付けや、地域づくり・住民の意識醸成といった短期間では効果が出にくい施策が中心的なテーマになっていること

の2点を勘案し、計画期間を6年間としたものです。

第5期市川市地域福祉計画もこの考え方を継承し、計画期間は6年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、中間年度である令和8年度に後半3年間分について見直しを行うこととします。

	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
市川市総合計画	基本構想(平成13年度～令和7年度)								
	重点推進プログラム			第3次基本計画・実施計画					
市川市地域福祉計画	第4期地域福祉計画 (平成30年度～令和5年度)			第5期地域福祉計画 (令和6年度～令和11年度)					
市川市高齢福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画 (令和3年度～令和5年度)			第9期計画 (令和6年度～令和8年度)					
市川市障害者計画 (基本計画)	第4次いちかわ ハートフルプラン (令和3年度～令和5年度)			第5次いちかわ ハートフルプラン (令和6年度～令和8年度)					
市川市障害者計画 (実施計画)									
市川市障害福祉計画									
市川市障害児福祉計画									
市川市子ども・子育て 事業計画	第2期計画 (令和2年度～令和6年度)								
【参考】市川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 (わかちあいプラン)	第4期計画 (平成30年度～令和5年度)			第5期計画 (令和6年度～令和11年度)					

第 2 章 第 4 期計画における成果と課題

1 進行管理事業の評価

(1) 行政施策の評価

第4期計画における5つの基本目標に対応する進行管理事業について、事業目標値等を設定し、その進捗を基に評価し、基本目標ごとの総合評価をまとめます。

- ・項目別評価は、担当課が行った自己評価です。
- ・総合評価は、項目別評価の合算を基に評価しています。

評価基準

A：達成できた	B：概ね達成できた
C：やや不十分だった	D：不十分だった

※評価は令和4年度の実績に対するものです。

(2) 基本目標ごとの整理（令和4年度目標と実績）

基本目標 I 安心と信頼のあるまちづくり

進行管理事業名 (担当課)	1. 地域福祉に関する情報発信 (福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課)
事業概要	実施した主な取組み内容（令和4年度）
市公式 Web サイト・広報紙・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。	福祉部組織再編に伴い、関係課が所管する市公式 Web サイトのページを確認し、新たに所管する課へ移管した。
評価 A	成果： 関係課と協議のうえ、組織再編に伴う Web ページを適切に移管することができた。 課題： 市公式 Web サイトのカテゴリの見直しだけでなく、広く市民が情報入手できる情報提供の方法を検討する必要がある。

<p>進行管理事業名 (担当課)</p>	<p>2. 相談支援体制の整備 (福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、こども家庭支援課、発達支援課、保健センター健康支援課)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>数値目標等 (令和4年度)</p>	<p>実施した取組み内容 (令和4年度)</p>
<p>保健・福祉の各分野を横断した連携を強化するとともに、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を中核市移行時より実施できるよう、取組みを進めていきます。</p>	<p>相談支援 包括化推進 会議の開催</p>	<p>相談支援包括化推進会議を3回開催するとともに、庁内合意を経て、令和5年7月から「重層的支援体制整備事業」を開始することとなった。</p>
<p>評価 A</p>	<p>成果：関係課との検討、協議を重ね、新たに開始する事業の具体的な検討を行うことができた。 課題：重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係課との協議を継続しつつ、庁内や市民、庁外の関係機関へ事業の周知が必要。</p>	

<p>進行管理事業名 (担当課)</p>	<p>3. 成年後見制度利用支援事業 (介護福祉課、障がい者支援課)</p>	
<p>事業概要</p>	<p>数値目標等 (令和4年度)</p>	<p>実績 (令和4年度)</p>
<p>知的障がいや精神障がい及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。</p>	<p>①相談件数</p>	<p>①相談件数</p>
	<p>1,570</p>	<p>2,815</p>
	<p>②PR・啓発活動の実施回数(研修開催数)</p>	<p>②PR・啓発活動の実施回数(研修開催数)</p>
<p>評価 A</p>	<p>成果：社会福祉協議会と協議を重ね、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。 課題：中核機関として、地域連携ネットワークを構築し、制度利用を必要とする方への支援を強化していく。</p>	

<p>進行管理事業名 (担当課)</p>	<p>4. 福祉サービス苦情解決事業 (こども家庭支援課)</p>
<p>事業概要</p> <p>本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。</p>	<p>実施した取組み内容 (令和4年度)</p> <p>福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催するとともに、千葉県主催の Zoom による研修に第三者委員が受講した。</p>
<p>評価 A</p>	<p>成果：運営委員会では、3か所のこども施設を現地視察し、同じこども施設でも多種多様な利用者があること、各々に合わせた福祉サービスを提供する必要があることを再確認した。</p> <p>課題：苦情については、適切な対応を行うとともに、必要に応じて第三者委員から助言を受けてサービスの向上を図るよう努める必要がある。</p>

基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

<p>進行管理事業名 (担当課)</p>	<p>5. 地域ケアシステム推進事業 (地域支えあい課)</p>
<p>事業概要</p> <p>地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組みを促進します。</p>	<p>実施した取組み内容 (令和4年度)</p> <p>地域ケア拠点における相談事業やサロン活動に対して補助金を支出するほか、拠点の整備を行い、活動の支援を行った。</p>
<p>評価 B</p>	<p>成果：新型コロナウイルス感染症の影響により、一部サロン活動が休止となったものの、拠点活動の再開に向けた運営支援を行い、15の拠点すべての活動が再開できた。</p> <p>課題：感染状況に応じた拠点の運営方法を含め、コロナ禍以前の活動へ取り戻していけるような支援を行う。</p>

<p>進行管理事業名 (担当課)</p>	<p>6. コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置（地域支えあい課）</p>
<p>事業概要</p>	<p>実施した取組み内容（令和4年度）</p>
<p>地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組みを支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。</p>	<p>東西南北の日常生活圏域ごとに、コミュニティワーカーを配置した。</p>
<p>評価 B</p>	<p>成果：4つの圏域において、コミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実に努めた。</p> <p>課題：コミュニティワーカーの受け持つ範囲が広大であるため、個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。</p>

<p>進行管理事業名 (担当課)</p>	<p>7. 学校と地域の連携推進 (教育総務課、学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課)</p>
<p>事業概要</p>	<p>実施した取組み内容（令和4年度）</p>
<p>「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。</p>	<p>市川市版コミュニティ・スクールとして、市立61校・園での学校運営協議会制度と中学校・義務教育学区（16校区）に地域学校協働本部を設置し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進した。</p>
<p>評価 A</p>	<p>成果：地域学校協働活動推進員が学校の相談に応えるための人材コーディネーターだけでなく、主体的に地域学校協働活動を企画・運営する姿がみられ始めた。</p> <p>課題：学校運営協議会が連絡、報告の場に留まらないように、委員が意見を出しやすい環境づくりを教育委員会から助言できるとよい。</p>

進行管理事業名 (担当課)	8. 自治（町）会の加入促進（地域振興課）	
事業概要	実施した取組み内容（令和4年度）	
他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治会の加入を促進します。	市民課窓口等でパンフレットを配布し、市民まつり・行徳まつり等で自治会の活動をPRした。	
評価 B	<p>成果：市民まつりでは、多くの来場者が自治会のブースに来場され、活動を周知することができた。</p> <p>課題：自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行う。</p>	

進行管理事業名 (担当課)	9. 避難行動要支援者対策事業 (地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課)	
事業概要	数値目標等 (令和4年度)	実績 (令和4年度)
<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。</p> <p>さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>	<p>新制度施行後の名簿登録者数の増加率 (対平成30年度比)</p> <p style="font-size: 1.2em;">+ 9 %</p>	<p>新制度施行後の名簿登録者数の増加率 (対平成30年度比)</p> <p style="font-size: 1.2em;">+26.8%</p>
評価 A	<p>成果：名簿を活用する自治（町）会及び民生委員に対して名簿を提供した。</p> <p>課題：名簿の活用方法等の理解が不十分。</p>	

進行管理事業名 (担当課)	10. 福祉避難所 (福祉部)
事業概要	実施した取組み内容 (令和4年度)
災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する一方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。	福祉避難所の開設訓練を実施し、福祉避難所施設の一部に物置を設置し、開設時に必要な事務用品を配置した。
評価 A	<p>成果：福祉避難所マニュアルのたたき台を作成した。</p> <p>課題：福祉避難所マニュアルの完成に向け、現場対応業務について、より具体的な記載を盛り込む必要がある。</p>

進行管理事業名 (担当課)	11. ボランティア・NPO 活動に関する情報提供 (ボランティア・NPO 課)
事業概要	実施した取組み内容 (令和4年度)
市公式 web サイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO 等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。	市公式 Web サイトにて、庁内事業、団体活動のボランティア募集を発信した。
評価 B	<p>成果：Web 媒体の統合に伴い、情報提供の方向性を明確にすることができた。</p> <p>課題：旧サイトからの移行希望団体が想定より少なく、新サイトでの情報量が十分ではない。</p>

基本目標Ⅲ 安全とるおいのまちづくり

進行管理事業名 (担当課)		12. 住宅改修費の助成事業 (介護福祉課、障がい者支援課)	
事業概要		数値目標等 (令和4年度)	実績 (令和4年度)
高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。		申請件数	申請件数
		1,260	1,131
評価 A	成果： 住宅改修申請書類の様式を変更し、市公式 Web サイトの掲載方法を見直したことで、提出書類の不備が減少した。 課題： 規則改正を含む更新手続きの見直しを行うとともに、適正な工事のための留意点等の周知を行う。		

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

進行管理事業名 (担当課)		13. 生活困窮者自立支援 (生活支援課)	
事業概要		数値目標等 (令和4年度)	実績 (令和4年度)
生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。		自立相談支援事業における新規相談受理件数	自立相談支援事業における新規相談受理件数
		490	827
評価 A	成果： 生活困窮状態からの脱却することで、地域とつながり孤立状態が解消した。 課題： 増加傾向にある相談者への適切な対応・支援の実施。		

進行管理事業名 (担当課)		14. 移動サービスの支援事業 (福祉政策課)	
事業概要		数値目標等 (令和4年度)	実績 (令和4年度)
高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。		福祉有償運送 運営事業者数	福祉有償運送 運営事業者数
		12	8
評価 A	成果: 事業者から更新登録申請があり、事業者数を維持することができた。 課題: 新規団体からの登録申請がなかったため、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。		

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

進行管理事業名 (担当課)		15. 地域福祉の啓発 (福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課)	
事業概要		実施した取組み内容 (令和4年度)	
誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式 Web サイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組めます。		地区推進会議において、次期地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果である、「地域ケアシステム」の認知度について共有し、意見交換を行った。	
評価 B	成果: 「いちかわ支え合いネット」と「いちかわボランティア・NPOWeb」の統合に向け、関係かと具体的な検討を行うことができた。 課題: 「地域ケアシステム」を様々な媒体を活用し、周知する必要がある。		

進行管理事業名 (担当課)		16. 地域活動の担い手養成研修 (地域支えあい課)	
事業概要		数値目標等 (令和4年度)	実績 (令和4年度)
コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。		研修受講者数	研修受講者数
		100	31
評価 C	成果： 研修参加者に生活支援サービス提供団体の情報共有と個人情報提供の同意書をもらい、団体へ情報提供することができた。 課題： 社会福祉協議会が実施する講座と内容が重複することから、開催方法について検討の必要がある。		

進行管理事業名 (担当課)		17. 相談員育成の支援 (地域ケアシステム推進事業) (地域支えあい課)	
事業概要		実施した取組み内容 (令和4年度)	
地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。		てるぼサロンの担い手に対し、てるぼサロンの主旨を再確認するとともに、関係団体から地域での取組み内容の周知を行った。	
評価 C	成果： 相談員に対する研修が実施できなかったため、目立った成果はない。 課題： コロナ禍における対面での会議の開催について、地域ケア拠点ごとに考え方が異なり、行政側の一律的な対応が困難であった。		

進行管理事業名 (担当課)		18. 地域活動応援制度の創設・実施 (福祉政策課、地域支えあい課)	
事業概要		数値目標等 (令和4年度)	実績 (令和4年度)
地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体(社会福祉法人、民間企業等)を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。		提供施設数	提供施設数
		19	5
評価 C	成果： 市公式 Web サイトで情報提供を行ったのみで、目立った成果はない。 課題： 広く周知を行うことや利用者・提供者が利用しやすくなりよう、要綱等の見直しの検討が必要。		

進行管理事業名 (担当課)		19. 地域活動拠点の整備(地域ケアシステム推進事業) (地域支えあい課)	
事業概要		実施した取組み内容(令和4年度)	
地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。		地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保を行った。	
評価 A	成果： 地域活動拠点の確保とともに、各拠点からの環境整備の要望について対応した。 課題： 公の施設の改修工事などの計画情報を共有できるように努める。		

進行管理事業名 (担当課)	20. 団地集会所の開放 (市営住宅課)
事業概要	実施した取組み内容 (令和4年度)
団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体(自治会等)にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除し、使用を許可した。
評価 A	成果 ：自治会や各種団体が、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら集会所を利用し、活動を行った。 課題 ：自治会や各種団体とのさらなる相互交流や文化活動の向上を図る。

進行管理事業名 (担当課)	21. 地域資源のネットワークづくり(地域ケアシステム) (地域支えあい課)
事業概要	実施した取組み内容 (令和4年度)
地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉ネットワークづくりに努めます。	地区の相談員会議に、感染症予防対策を行った上で保健センターの職員が出席し、地区の情報共有を図った。
評価 A	成果 ：3年ぶりに対面での地区推進会議も開催することができ、14地区の代表者と市の施策について情報共有を行えた。 課題 ：地域活動の共有や協力は不可欠であるため、情報共有を継続することが必要である。

<p style="text-align: center;">進行管理事業名 (担当課)</p>	<p style="text-align: center;">22. 個人情報適正活用支援（地域支えあい課）</p>	
<p style="text-align: center;">事業概要</p>	<p style="text-align: center;">実施した取組み内容（令和4年度）</p>	
<p>地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。</p>	<p>前年度に引き続き、市公式 Web サイトでリーフレットの内容を掲載した。</p>	
<p style="text-align: center;">評価 A</p>	<p>成果：個人情報の適切な管理のため、リーフレットの内容を周知した。 課題：引き続き、新たに委嘱された相談員や福祉委員等に、リーフレットの周知に努める。</p>	

2 第4期計画の成果

第4期計画では、施策の方向ごとに、その内容について目標を定めました。

施策の方向	測定方法	内容	目標	
1 情報の提供	e-モニターアンケート※	必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	増加	
2 地域における相談支援・生活支援の充実		福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	増加	
4 権利擁護と見守り体制の充実		成年後見制度を知っている割合	増加	
5 サービスの質の向上		福祉サービスの質に満足している割合	増加	
6 福祉コミュニティの充実		地域コミュニティ（お祭り、防災訓練、公園清掃、その他地域の行事）に参加している割合	増加	
7 地域における防災体制充実の推進		※施策の方向6については、福祉サービス利用者の	地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	増加
8 ボランティア・NPO活動の推進		みを対象	ボランティア・NPO活動に参加している割合	増加
11 住環境の整備			バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	減少
13 就労と社会的自立の支援			就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	増加
15 移動の自由の確保			移動に関して不自由を感じる割合	減少
16 地域福祉に対する意識の啓発			支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	増加
17 地域活動の担い手の確保と育成		福祉委員※へのアンケート	地域活動の担い手が確保できていると思う割合	増加
18 地域資源の有効活用			地域活動の場が確保できていると思う割合	増加
19 情報共有・管理の充実	活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合		増加	

平成30年度、令和2年度、令和4年度に実施したアンケートの結果は次表のとおりとなりました。

なお、令和2年度に実施する予定であった福祉委員へのアンケートは新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することが困難であったため、令和3年度に実施しています。

平成 30 年度、令和 2 年度及び令和 4 年度のアンケート結果

内容	平成 30年度	令和 2年度	令和4年度		
				対30年度比	対2年度比
1 必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	45.1%	48.9%	45.1%	+3.8% 増加	▲3.8% 減少
2 福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	67.6%	68.8%	69.4%	+1.2% 増加	+0.6% 増加
4 成年後見制度を知っている割合	41.1%	45.1%	44.4%	+4.0% 増加	▲0.7% 減少
5 福祉サービスの質に満足している割合	30.1%	35.2%	31.0%	+5.1% 増加	▲4.2% 減少
6 地域コミュニティ（お祭り、防災訓練、公園清掃、その他地域の行事）に参加している割合	50.9%	50.2%	48.6%	▲0.7% 減少	▲1.6% 減少
7 地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	23.3%	29.8%	25.5%	+6.5% 増加	▲4.3% 減少
8 ボランティア・NPO活動に参加している割合	18.1%	20.8%	18.6%	+2.7% 増加	▲2.2% 減少
11 バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	50.4%	46.0%	49.6%	▲4.4% 減少	+3.6% 増加
13 就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	28.8%	33.5%	30.6%	+4.7% 増加	▲2.9% 減少
15 移動に関して不自由を感じる割合	31.0%	26.7%	26.6%	▲4.3% 減少	▲0.1% 減少
16 支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	40.4%	42.1%	36.3%	+1.7% 増加	▲5.8% 減少
17 地域活動の担い手が確保できていると思う割合	49.1%	43.3%	47.6%	▲5.8% 減少	+4.3% 増加
18 地域活動の場が確保できていると思う割合	70.1%	67.7%	68.7%	▲2.5% 減少	+1.0% 増加
19 活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合	44.5%	55.3%	57.8%	+10.8% 増加	+2.5% 増加

平成30年度と令和2年度の対比では、ほぼ目標どおりに増加（減少）しましたが、令和3年度はコロナ禍^{*}の影響を受け、令和2年度と令和4年度の対比ではほとんどの数値で後退が見られました。

一方、17から19の項目は福祉委員に対するアンケート項目で、すべての項目が増加しています。

第3章 第5期地域福祉計画策定の基本的考え方

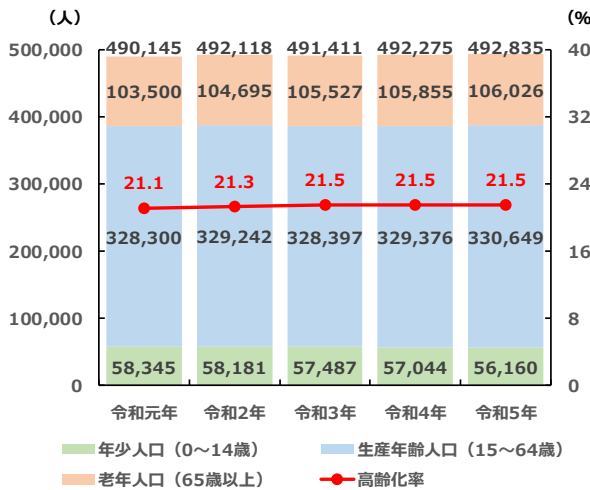
1 市川市の地域福祉を取り巻く状況（統計データ）

（１）人口と世帯の状況

人口は全国的に減少傾向となっているのに対し、増加傾向にあり、令和5年9月末には492,835人となっています。年齢3区分別で見ると、年少人口は減少し、生産年齢人口及び老年人口が増加し、高齢化率も微増となっています。

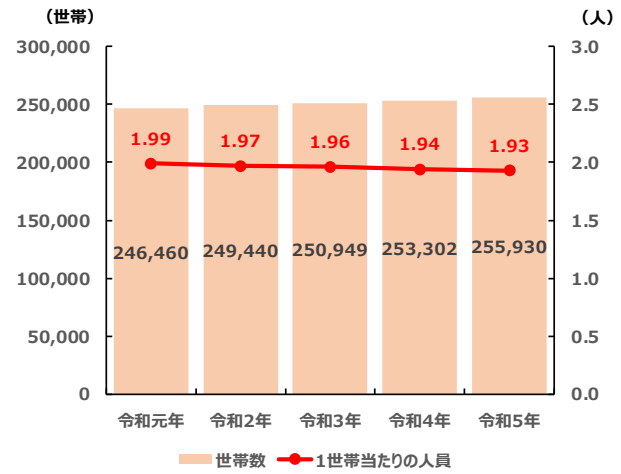
世帯数をみると、人口増加に伴い、増加しているものの、1世帯当たりの人員は微減となっています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



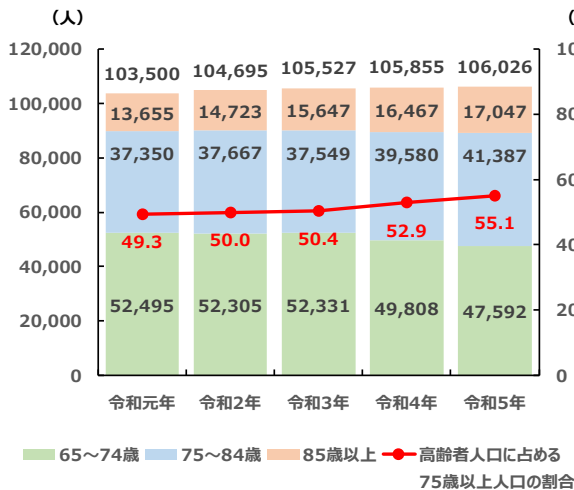
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

（２）高齢者の状況

高齢者人口は年々増加し、令和5年9月末には106,026人となっているものの、高齢化率は令和3年から横ばいに推移し、21.5%となっています。

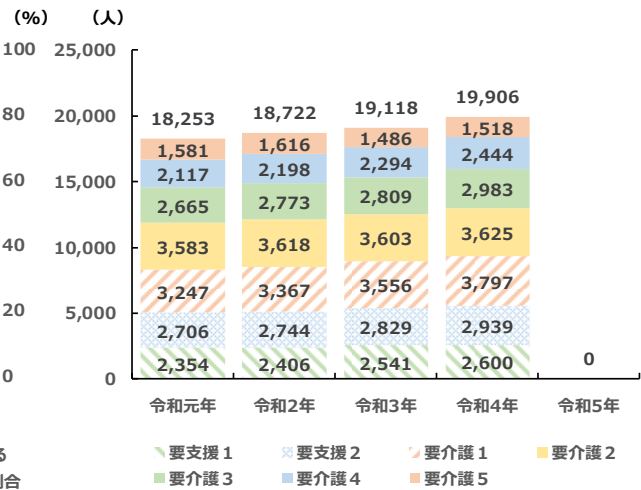
要支援・要介護認定者も同様に年々増加し、令和5年9月末には●●人となっています。

【高齢人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【要支援・要介護認定者数の推移】



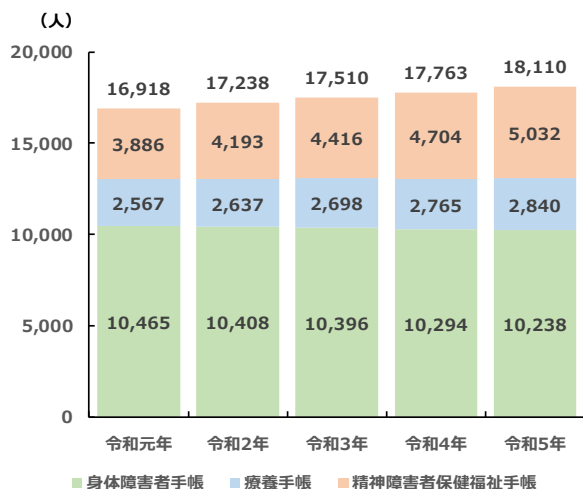
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数は年々増加し、令和5年3月末には18,110人となっています。

障害者手帳別にみると、療養手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し、一方、身身体障害者手帳所持者は減少し、令和5年3月末には10,238人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



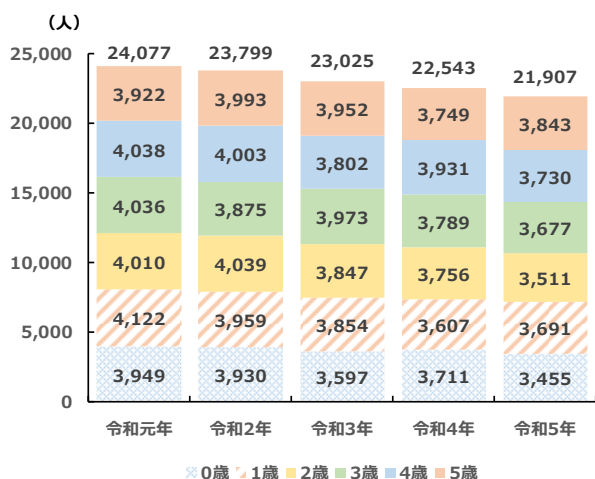
資料：障がい者支援課（各年3月末現在）
各手帳の重複所持者は各々で計上している。

(4) こども・出生の状況

就学前児童数は年々減少し、令和5年9月末には21,907人となっています。

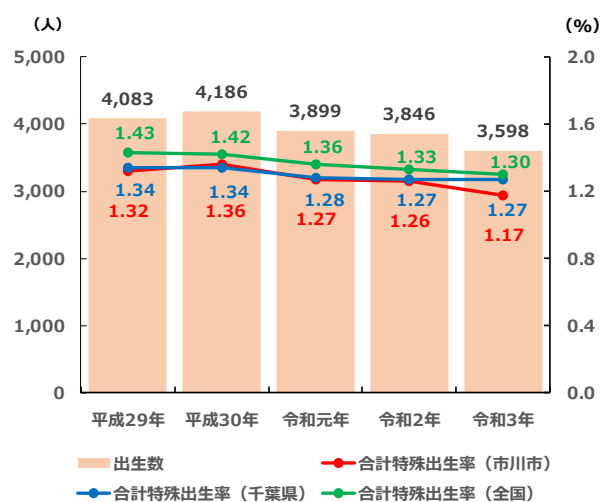
合計特殊出生率^{*}も減少傾向にあり、全国及び千葉県を下回り、令和3年度は1.17%となっています。

【就学前児童数の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【合計特殊出生率の推移】



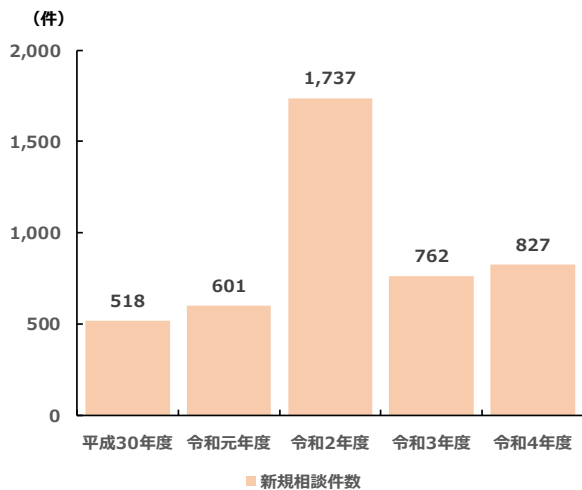
資料：千葉県健康福祉部

(5) 生活困窮者等の状況

生活保護※に至る前の段階にある生活困窮者※の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による住居確保給付金の急増に伴い、一時的な急増も見られ、依然として増加傾向にあり、令和4年度は827件になっています。

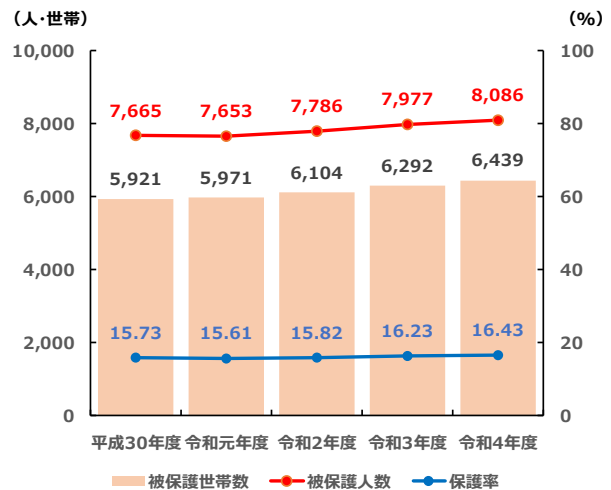
被保護世帯数、被保護人数及び保護率は、年々増加し、令和5年度には6,439世帯、8,086人、16.43%となっています。

【自立相談支援の新規相談件数の推移】



資料：地域共生課

【被保護数と保護率の推移】



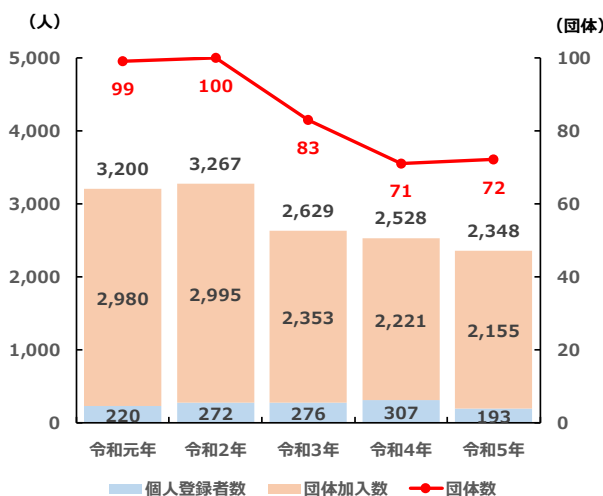
資料：生活支援課

(6) ボランティアの活動状況

市川市社会福祉協議会が事務局を務める地域福祉・ボランティアセンター※に登録されている団体及び個人ボランティア数は、減少傾向にあります。

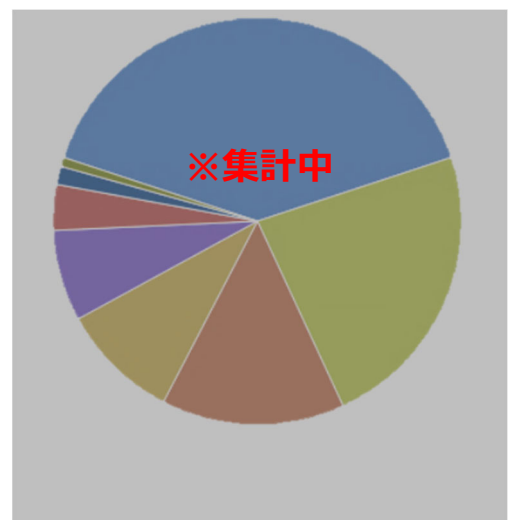
登録団体の活動分野をみると。。。

【地域福祉・ボランティアセンター登録数の推移】



資料：地域福祉・ボランティアセンター（各年3月末現在）

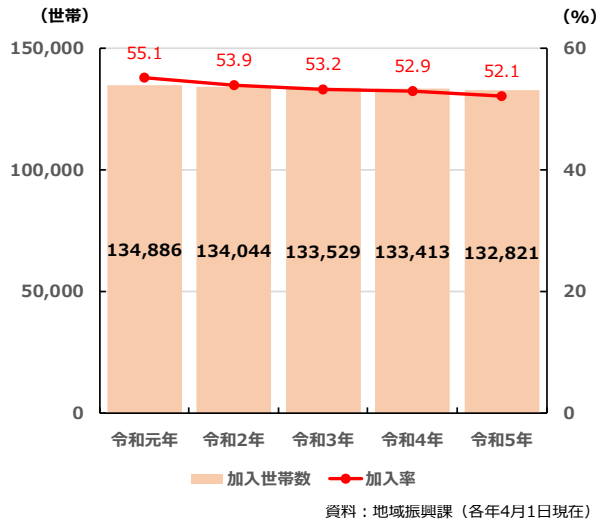
【ボランティア登録団体の活動分野】



(7) 町会・自治会加入世帯と加入率

自治（町）会の加入世帯数及び加入率は年々減少し、令和5年には加入世帯数が132,821世帯、加入率が52.1%となっています。

【自治（町）会の加入世帯数と加入率の推移】



2 市民等アンケート調査の実施と課題

第5期市川市地域福祉計画の策定にあたり、「地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年度）」を実施しました。

このアンケートから、市民等の視点から見た地域福祉に対する意識・ニーズの基本動向を把握・分析し、そこから導き出される課題を整理し、第5期計画における施策の展開に活用します。

なお、アンケート結果の詳細は、市公式 Web サイトで公表しています。（下記 URL または右下の二次元コードからアクセスできます）

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/common/wel01/file/0000419383.pdf>



対象	項目	内容
①市民（Web 回答）（※）	抽出方法	市内在住の市民
	調査方法	Web 回答 【調査時期：令和4年8月～9月】
	対象者数	－
②市民（紙回答）（※）	抽出方法	市内在住の65歳以上の市民を無作為抽出
	調査方法	郵送配布－郵送回収 【調査時期：令和4年9月】
	対象者数	300人
③ボランティア団体・NPO法人	抽出方法	市川市ボランティア協会会員及び市内の千葉県認証NPO法人（保健・医療・福祉又はこどもの健全育成に関連のある団体）
	調査方法	郵送配布－郵送回収、Web 回答 【調査時期：令和4年9月】
	対象者数	123団体
④民生委員・児童委員	抽出方法	市川市において民生委員・児童委員を務めている方
	調査方法	8月の地区民生委員児童委員協議会の各地区の会長に説明し、9月の地区民生委員児童委員協議会で配布。10月の地区民生委員児童委員協議会の際に回収（Web 回答も可） 【調査時期：令和4年9月～10月】
	対象者数	460人（全員）
⑤福祉委員	抽出方法	市川市において福祉委員を務めている方
	調査方法	「相談員会議」等、地区における会議の際に配布する等、地区において個別に配布・回収方法を工夫して実施（Web 回答も可） 【調査時期：令和4年9月～10月】
	対象者数	690人（全員）

※①市民（Web 回答）と②市民（紙回答）の設問は全て同じ。

【配布・回収】

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①市民（Web 回答）	-	681	-
②市民（紙回答）	300	148	49.3%
③ボランティア団体・NPO 法人	123	63	51.2%
④民生委員・児童委員	460	426	92.6%
⑤福祉委員	690	331	48.0%

※有効回答率は小数点第 2 位を四捨五入したものです。

アンケート調査等から見えてきた課題は、以下のとおりです。

【課題 1】 地域福祉に関する情報提供の不足と身近な相談窓口の充実

アンケート調査結果では、以前より福祉に関する情報提供は進んでいるものの、地域活動の充実のためには十分でないと感じている地域住民が多くいました。

市が優先すべき取組みとして挙げる意見も多く、ホームページをはじめ、SNS[※]など様々な媒体を活用した広報など、福祉に関する情報を幅広く・効果的に発信していくことが重要です。

また関連して、複雑かつ多様化する福祉ニーズへの対応や、地域課題の把握にあたっては、住民が身近に相談できる窓口の充実を図り、福祉に関する情報提供の促進も並行して進めていくことが求められています。

【課題 2】 自治会の加入世帯の低下

自治会の加入率については、市民の中でも高齢者の加入者は多い傾向であり、地域ごとにばらつきもみられました。

自治会をはじめとした様々な地域コミュニティの活動は、地域福祉を推進していく上での基礎となります。

アンケートでは、前回の調査と比較して自治会の加入率が上昇していますが、現実の加入率は減少しており、引き続き自治会活動の活性化や会員確保への取組みの強化が求められています。

【課題 3】 高齢者の近所づきあい、交流の機会の減少

近所づきあいについては、市民（Web 回答）・（紙回答）ともに 7 割程度が、ある程度の近所づきあいがあると回答されていましたが、高齢者の回答では「ほとんど近所づきあいはない」との回答が、前回（平成 28 年）調査時の 7.8%から今回 9.5%に微増しており、高齢者の社会的孤立の進行が懸念されます。

一般的に、家族構成や生活様式の変化（核家族化、共働き世帯の増加等）によって近隣同士の交流減少や、コロナ禍[※]によるお祭り・イベントの開催中止等により、地域の交流機会が減っていることも

考えられますが、特に高齢者については筋力の低下による「閉じこもり」も懸念されるため、注意が必要です。

このため、日頃からのあいさつ・声かけ運動や見守り活動、身近な支え合い活動などを通じて、地域住民同士の繋がりを深め、住みよい地域づくりをしていく必要があります。

また、地域住民が地域福祉について「自分事」として意識を高めることや、地域活動の担い手を増やしていくには、イベントや住民同士の交流の機会を設けることが重要と考える意見も多く上がっていました。

【課題4】 災害時に地域住民が相互に助け合うために必要な日常的な取組み

災害時には、要介護高齢者や障がい者といった支援を必要とする方々への声かけを行うなど、適切な避難の体制を作っていくことが重要です。

アンケート調査結果では、近年の自然災害の頻発・激甚化を受け、住民の自然災害への不安の高まりがみられました。

併せて、「避難行動要支援者^{*}」の把握についても高い意識を持たれており、6割程度が把握しておくべきと考えており、災害時に加えて、日常生活に支障がある際の援助を受けたいという声も多くなっています。

今回のアンケートにおいては、適切な範囲であれば災害時等に個人情報を知らせるのは構わない・積極的に提供したいという意見が多く上がっていたため、実効性のあるネットワーク体制の確立などを通じ、地域一体となって災害時における人的被害を最小限にするための取組みを進めていく必要があると考えます。

【課題5】 地域ケアシステムやコミュニティワーカーの認知度の低迷

地域ケアシステムについては、民生委員・児童委員やボランティア団体・NPO法人における認知度は比較的高い傾向にありましたが、前回調査より「知らない」が増加しました。

一方で、市民の認知度はこれまでと同様に低く、市の広報やホームページを活用した情報発信の強化を求める声が多く上がっています。

また、コミュニティワーカーを配置していることを把握していない割合も多く、今後広く情報発信していくことが求められています。

3 第5期計画の基本的な考え方

第5期市川市地域福祉計画は、主に以下の4つの事項を踏まえて策定します。

- ①市川市の地域福祉を取り巻く状況（現状と課題）
- ②本市が推進してきた「地域福祉を推進するための仕組み」（地域ケアシステム[※]）
- ③地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和4年度）の結果
- ④地域共生社会の実現（市町村地域福祉計画策定ガイドライン）



2020（令和2）年の改正社会福祉法で、第4条第1項に、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」とされました。

「共生」を目指すためには、地域性や文化的な価値観、地域住民や地域活動団体における人間関係など、複雑な事情により相容れることが難しい状況でも、その状況に向き合い、葛藤を抱えながらも対話を重ねて理解を深め、乗り越えるための不断の努力が必要です。

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

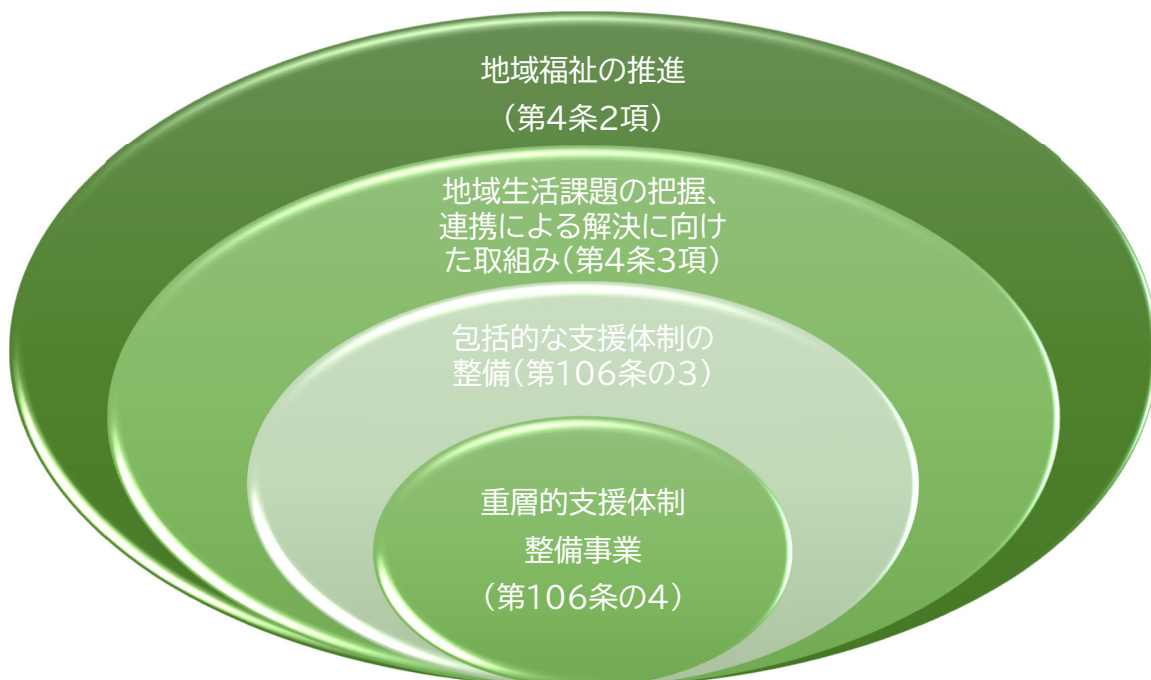
- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

また、行政による包括的な支援体制の整備について、その努力義務を具体化する一手法として創設された「重層的支援体制整備事業」について、本市では2023（令和5）年7月より実施したことを踏まえ、第5期計画ではその実施する取組みを盛り込みます。

地域共生社会の実現(社会福祉法第4条1項)



4 新たな基本理念・行動指針

第4期計画の基本理念は、「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心してらすことのできるまちをつくる」でしたが、第5期計画では、32ページのとおり、計画策定において考慮する4つの事項を踏まえ、基本理念を市の地域福祉を推進するために「こうあるべき」と考える根本的な概念として整理し、本市でも「地域共生社会の実現」を目指すため、以下のように改めます。

第5期市川市地域福祉計画 基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す



また、第4期計画の行動指針は「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」としていましたが、第5期計画から基本理念を改めることに伴って、行動指針を「基本理念を体現する具体的な行動を明文化するもの」として整理し、以下のように改めます。

第5期市川市地域福祉計画 行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

「個人の尊重」は、社会福祉法第4条第1項の「個性を尊重し合い」から引用しており、また、「多様性を認め合う」ことは、すべての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から守り、社会の構成員とし包み支え合うための意識がけとして必要なものです。

「それぞれの役割」では、「自助（一人ひとりの役割）」、「互助、共助（地域活動団体等の役割）」、「公助（行政の役割）」を踏まえ、各自が行動、参加することで、地域福祉を強力に推進します。

5つの基本目標（35ページ）とそれに向かう19の施策の方向において、自助、互助・共助、公助の観点から、それぞれの「行動」の例について、この計画に盛り込みます。

5 基本目標と施策の方向の見直し

(1) 基本目標の表現の見直し

第5期計画の基本目標は、第4期計画の基本目標と同じく5つを設定していますが、第4期計画の基本目標を継承しつつ、地域共生社会の実現のためにそれぞれが行動することを表すため、語尾の結びを「共に作る」と改めます。

基本目標	第4期計画	第5期計画
基本目標Ⅰ	安心と信頼のあるまちづくり	<u>安心と信頼のあるまちを共に作る</u>
基本目標Ⅱ	参加と交流のまちづくり	<u>参加と交流のあるまちを共に作る</u>
基本目標Ⅲ	安全とうるおいのあるまちづくり	<u>安全とうるおいのあるまちを共に作る</u>
基本目標Ⅳ	自立と生きがいがづくり	<u>生きがいを感じるまちを共に作る</u>
基本目標Ⅴ	地域福祉推進の基盤づくり	<u>地域福祉推進の基盤を共に作る</u>

(2) 施策の方向の見直し

第4期計画では5つの基本目標に対し、19の施策の方向を定めていましたが、第5期計画では地域共生社会の実現に向け、文言等の修正を含め、以下のとおり見直しを行いました。

施策の方向	第4期計画	第5期計画
1	情報の提供	地域福祉に関する情報の提供
2	地域における相談体制・生活支援の充実	相談支援体制の充実
3	地域医療・福祉の充実	地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
5	サービスの質の向上	福祉サービスの質の向上と虐待の防止
8	ボランティア・NPO活動の推進	ボランティア・NPO活動の推進と社会参加の促進
9	快適空間のあるまち	犯罪の防止と立ち直りの支援
10	道路・歩道のバリアフリー化	バリアフリーの推進
11	住環境の整備	居住環境の整備
13	就労と社会的自立の支援	就労と生活困窮者への支援
14	生涯学習環境の充実	自殺防止に対する包括的な支援
15	移動の自由の確保	地域の居場所づくり
17	地域活動の担い手の確保と育成	地域福祉活動の担い手の確保と育成

6 SDGs の考え方

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015（平成27）年9月の国連サミットにて全会一致で採択されたものです。

本市も、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障に賛同しており、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画においても、基本目標に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

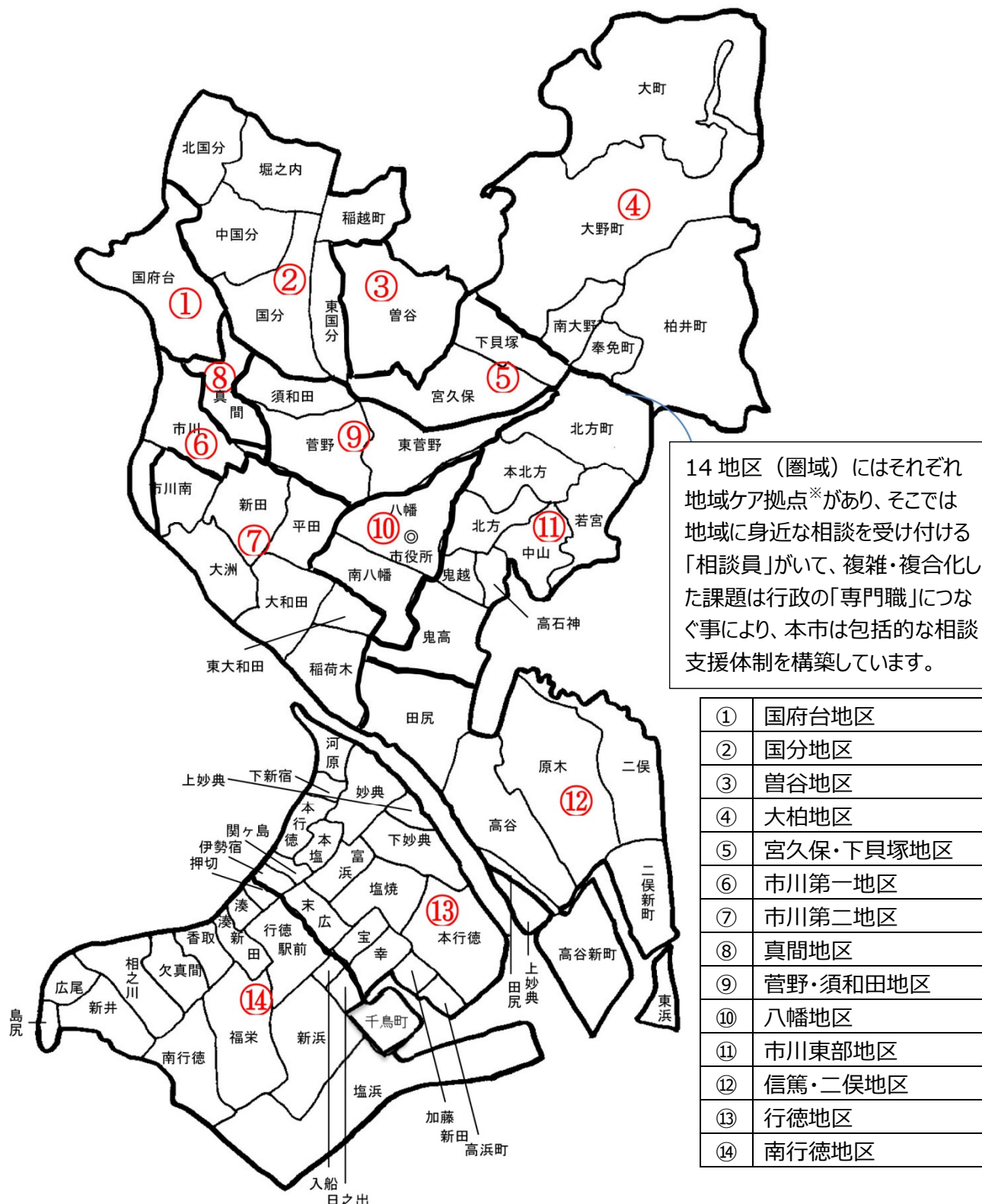
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

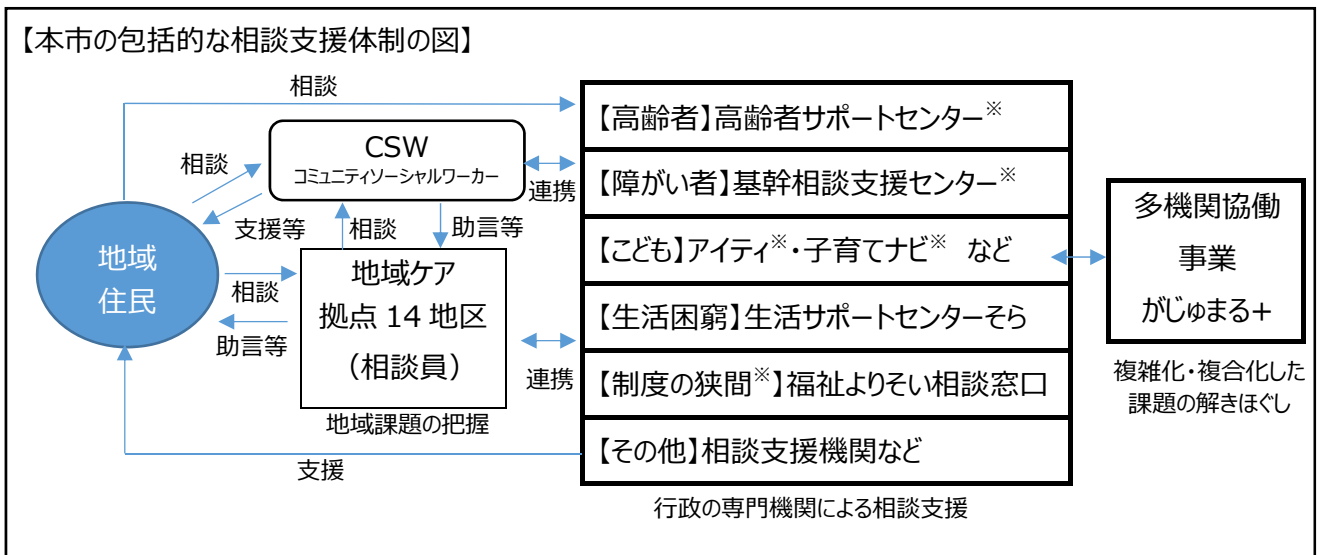


7 圏域について

福祉圏域とは一般的に、地域福祉を推進するために、必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲とされています。

本市では、市独自の取組みである地域ケアシステム[※]を推進するため、市内を14に区分した地区社会福祉協議会[※]の活動地区を「小域福祉圏」として設定し、その活動拠点（地域ケア拠点[※]）を1地区に1か所ずつ設けていましたが、2016（平成28）年6月にエリアの広い南行徳地区に2つ目の拠点を開設しました。





以前から、本市では適切な福祉圏域の設定について検討していましたが、本市全般としての目指すべきコミュニティ像が不明瞭であるため、議論が進んでいませんでした。

一方、2017（平成 29）年に国が「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定し、市町村における包括的な支援体制を整備していく上での「住民に身近な圏域」として、この圏域において、①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備すること、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することとされました。

このガイドラインを踏まえ、第 5 期計画では、本市における適切な「福祉圏域」について、国が示す「住民に身近な圏域」と合わせることにし、地域福祉の関係者が集い、地域の課題を解決する場でもある「地域ケアシステム推進連絡会※」や、「地域に身近な相談機能」を持つ地域ケアシステムの活動拠点を中心とした区域である 14 の小域福祉圏を、適切な福祉圏域＝住民に身近な圏域として設定します。

なお、これ以外に市内で圏域（区域）が設定されている主なものは、下表のとおりです。

圏域（区域）の名称	圏域（区域）の内容
市川市自治会連合協議会※ 地区連合会	14 区域
市川市高齢者サポートセンター※ (地域包括支援センター) 担当圏域	15 圏域
市川市民生委員児童委員地区協議会	18 区域
日常生活圏域 (介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して市が定めるもの)	15 圏域 (令和 6 年 3 月までは 4 圏域)
教育・保育提供区域 (教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域)	3 区域、13 地区 (北部・中部・南部)
市立小学校の通学区域	39 区域
市立中学校の通学区域	16 区域

8 計画体系図

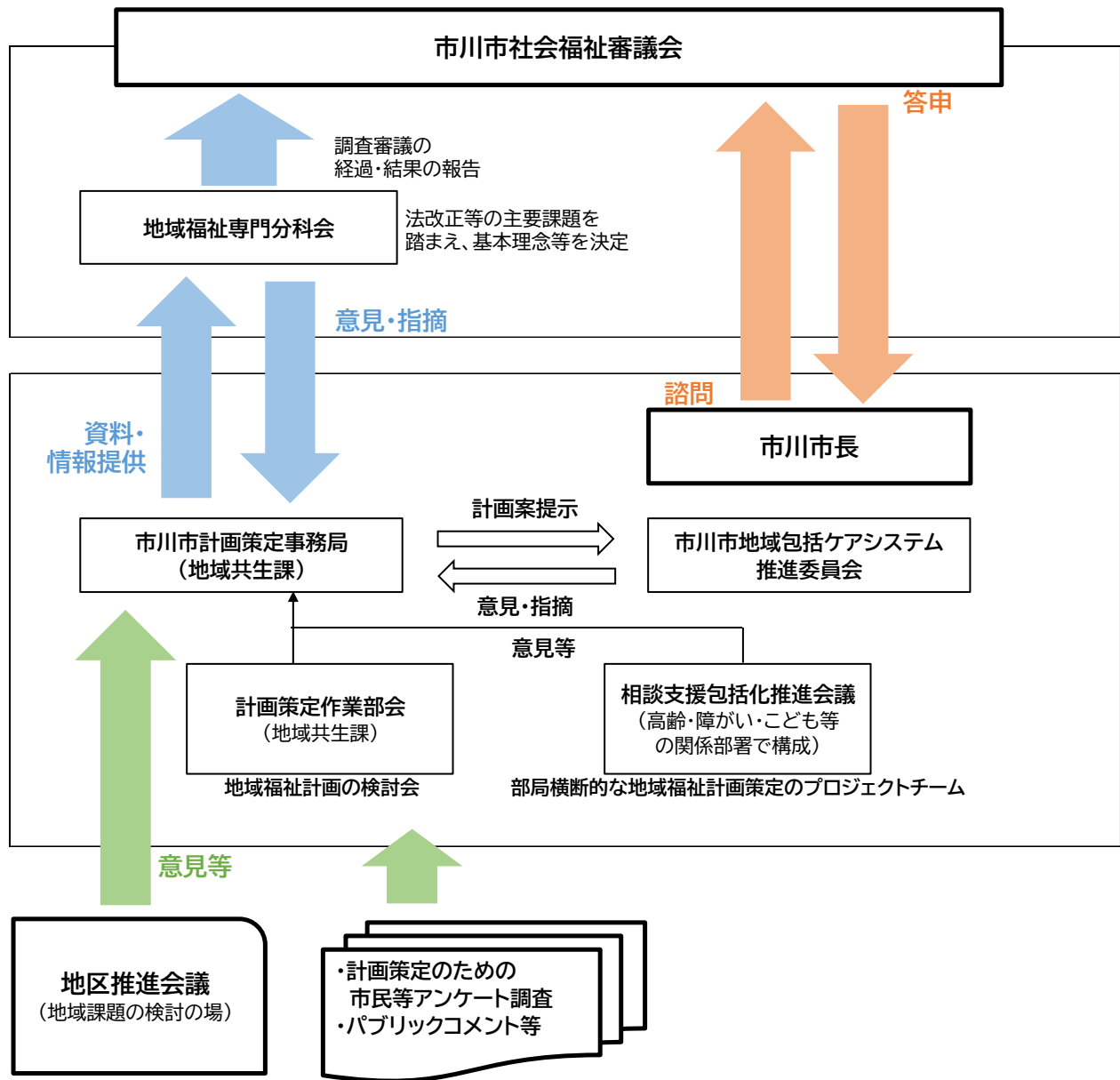
基本理念	だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる 「地域共生社会」の実現を目指す
------	--

行動指針	個人を尊重し、多様性を認め合い、それぞれが役割を認識しながら、行動する
------	-------------------------------------

基本目標	施策の方向
I 安心と信頼のあるまちを共につくる	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉に関する情報の提供 2 相談支援体制の充実【重点】（※） 3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進 4 権利擁護と見守り体制の充実 5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止
II 参加と交流のあるまちを共につくる	<ul style="list-style-type: none"> 6 福祉コミュニティの充実 7 地域における防災体制充実の推進 8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】（※）
III 安全とるおいのあるまちを共につくる	<ul style="list-style-type: none"> 9 犯罪の防止と立ち直りの支援 10 バリアフリーの推進 11 居住環境の整備
IV 生きがいを感じるまちを共につくる	<ul style="list-style-type: none"> 12 介護予防・健康づくりの支援 13 就労と生活困窮者への支援 14 自殺防止に対する包括的な支援 15 地域の居場所づくり【重点】（※）
V 地域福祉推進の基盤を共につくる	<ul style="list-style-type: none"> 16 地域福祉に対する意識の啓発 17 地域福祉活動の担い手の確保と育成 18 地域資源の有効活用 19 情報共有・管理の充実

（※）特に重点的に予算や人材等を配分していくこととしている施策の方向には、【重点】の表記があります。

9 計画策定体制



(1) 計画策定のための市民等アンケート調査

市民、ボランティア団体・NPO 法人、民生委員・児童委員[※]、福祉委員[※]のそれぞれの視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 地区推進会議[※]

各地域で地域福祉活動をされている方の視点から、地域課題・必要な施策の検討を行いました。

(3) パブリックコメント[※]の実施

(パブリックコメント後に記載します)

(4) 計画策定作業部会の設置

2023（令和5）年度に新設された地域共生課において、第5期計画の内容を検討する作業部会を設置しました。

(5) 地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム[※]推進のための施策について検討し、原案に反映させました。

(6) 社会福祉審議会及び地域福祉専門分科会【諮問及び答申】

本計画の策定に当たり、2023（令和5）年7月5日に、社会福祉審議会に諮問を行いました。この審議会は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉に関する事項について市長の諮問に応じ調査審議を行っています。

また、地域福祉に関することを調査審議する部会として、地域福祉専門分科会を設置しています。

審議会及び専門分科会では、計画策定に当たり、第4期計画以降の法改正や国の通知、主要課題を踏まえ、市民等アンケート調査、パブリックコメントにより寄せられた幅広い意見などを参考に、調査審議を行い、2024（令和6）年2月●●日に「市川市地域福祉計画」について、市川市社会福祉審議会から答申を受けました。

(7) 策定

市川市社会福祉審議会からの答申を踏まえ、本計画を策定しました。

第4章 施策の展開

第4章の見方

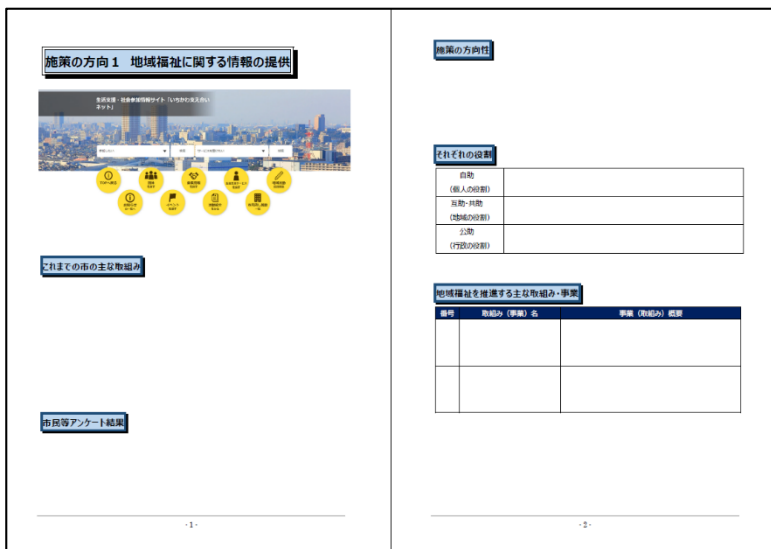
○基本目標のページ



「基本目標」と、これを達成するための全体的な方向性を示します。

その方向性ごとに、関連する SDG s のアイコンを表示しています。

○施策の方向性のページ



施策の方向に関連した、イラスト、写真をタイトルの下に記載しています。

これまでの市の主な取組み

第4期計画の中間見直し以降（令和3年度から5年度）にかけて実施した市の取組みの一部を記載しています。

市民等アンケート結果

施策の方向に応じて、令和4年度に実施した「地域福祉に関するアンケート」または「第5期地域福祉計画策定のためのアンケート」のいずれかで関連するアンケート結果を掲載しています。

施策の方向性

本市が今後6年間の計画期間中に実施する施策について、その方向性を記載しています。

それぞれの役割

個人、地域（近隣、民生委員児童委員※、自治（町）会、地域福祉活動団体（事業者、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 法人、社会福祉協議会等））、行政（市）のそれぞれの代表的な役割を記載しています。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

施策の方向性に沿った具体的な取組み等について、特にイメージしやすい市の取組みや事業を掲載します。

基本目標 I 安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関して必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護[※]の取組み等によって必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

現代の福祉ニーズは多様化し、複雑化・複合化した相談の内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組みを進めます。

基本目標	施策の方向
I 安心と信頼のあるまちを共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供
	2 相談支援体制の充実【重点】
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	4 権利擁護と見守り体制の充実
	5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 1 地域福祉に関する情報の提供



これまでの市の主な取組み

高齢者や障がい者、子育て世帯が自分に適した福祉サービスを選択できるように、誰でもわかりやすい情報の提供として、広報いちかわによる広報活動、市公式 Web 等を活用した福祉に関する情報の発信を行っています。

2023（令和 5）年度からは、日常生活の支援や社会参加に関する情報をスマートフォンやパソコンから検索することのできる「いちかわ支え合いネット」を「ボランティア・NPOweb」と統合し、ボランティアや集いの場を開催する団体等とのマッチングも行えるようになり、子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」もサイトリニューアルを行うことで、さらに便利に利用できるようになりました。

市民等アンケート結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート※による回答)

Q. あなたは、必要な福祉に関する情報を得られていると思いますか。

そう思う 6.4%

どちらかといえばそう思う 38.6%

どちらかといえばそう思わない 29.0%

そう思わない 12.9%

わからない 13.0%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向け Web 回答)

Q. 地域福祉を充実させるために市が優先的に取り組むべきこと（回答の多い順、複数回答可）

(1)子育て支援 30.2%

(2)身近な相談窓口の整備 29.4%

(3)福祉に関する情報の提供 27.6%

施策の方向性

地域福祉に関する充実のためには、福祉に関する必要な情報が市民一人ひとりに行き届いている状態が理想です。現代社会にはさまざまな情報があふれていますが、「地域の活動に参加したい」「市の窓口で相談したい」といった場合に必要な情報をすぐに入手できるよう、引き続き、地域福祉に関する情報について、市ではさまざまなツールを活用しながら提供します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政からの地域福祉に関する情報について、関心を持つようにする。 ▶ 自治会に加入するよう努め、広報いちかわや自治(町)会の掲示板、回覧板などを通じて情報を入手するように努める。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治(町)会は、自治(町)会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。 ▶ 民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域福祉に関する情報を求めている地域住民に対し、必要な情報を伝える。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報紙などの紙媒体、SNS[※]などの電子媒体といった様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。 ▶ 情報を受ける側の視点を踏まえ、わかりやすい情報提供を行う。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み(事業)名	事業(取組み)概要
1	生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することができるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO法人等が行ってきた取組みの情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。
2	子育て応援サイト「いちかわっこWEB」	子育て応援サイト「いちかわっこWEB」により、行政情報のみならず、NPOやサークル等によって実施されているさまざまな子育て支援に関する民間情報を提供します。

施策の方向 2 相談支援体制の充実【重点】

地域共生社会の実現に向けて

福祉よりそい相談窓口を開設しました

制度の狭間や複雑化・複合化した福祉のお困りごとを受け止めます

☎712-8386地域共生課

相談者の属性を問わない、相談支援を行います

市には、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者の方々に対する相談窓口が複数あります。

一方で、福祉のことでどこに相談すれば良いかわからないお困りごともあります。そこで、「ヤングケアラー」「ひきこもり」などの制度の狭間や「ダブルケア」「8050問題」などの複雑化・複合化したお困りごとを受け止める相談窓口を開設しました。

本市の相談支援体制

制度の狭間
福祉よりそい相談窓口

高齢者の総合相談
高齢者サポートセンター
(市内15カ所)

障がい者の総合相談
基幹相談支援センタースくる
(市内2カ所)

複雑化・複合化
福祉よりそい相談窓口

子育て世代の身近な相談場所
子育てナビ(市内2カ所)
母子保健相談窓口アイディ
(市内4カ所)

生活にお困りの方の総合相談
生活サポートセンターそら

ヤングケアラー
大人がやるべき家事や家族のケアを子どもが日常的に行っている状態

ダブルケア
子育てと介護を同時に担っている状態

セルフネグレクト
自らが生活をしていくために必要な行動をしないできない状態

ひきこもり
長い間自宅などから出ず、自宅外での生活や社会参加の場がない状態

8050問題
高齢になった親が大人になったひきこもりの子の面倒を見ている状態

各相談窓口の問い合わせ先など詳しくは、上記2次元コードで確認してください。

福祉よりそい相談窓口にご相談ください

お困りの方、まずは市にご相談ください 相談者によりそい、改善に向けてサポートします

これまでの市の主な取組み

2017（平成 29）年に改正された社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備が努力義務として規定されました。これを受けて 2018（平成 30）年度から、市では高齢・障がい・生活困窮・子ども・保健といった分野における組織横断的な連携を強化するため「相談支援包括化推進会議」を発足させ、2020（令和 2）年の社会福祉法の改正により創設された「重層的支援体制整備事業」の実施と併せて検討を重ねました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に当たり、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を本市でも実施するため、社会福祉法に規定された新たな事業（多機関協働事業、アウトリーチ[※]等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）2023（令和 5）年 7 月から実施し、事業の開始に合わせて地域住民の複雑化・複合化した事例や制度の狭間[※]の事例の相談窓口として「福祉よりそい相談窓口」を開設しました。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート※による回答)

Q. あなたは、福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っていますか。

知っている 13.2%
一部知っている 56.2%
まったく知らない 30.6%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向けWeb回答)

Q. 地域共生社会に向け市が力を入れて取り組むべきこと

(1)窓口の開設時間等を改善させる 33.2%
(2)身近な地域での相談機能を充実 15.6%
(3)市役所に総合的な相談を受け付けられる窓口を設置 15.4%

施策の方向性

包括的な相談支援体制の整備を含む「重層的支援体制整備事業※」を、本市では「市川市よりそい支援事業」として周知しています。包括的な相談支援では、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の相談窓口、さらに新たに加わった「福祉よりそい相談窓口」において、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関等と連携を図りながら支援を行い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。

また、市内14地区（15か所）には、地域ケアシステム※の運営母体である「地区社会福祉協議会※」の事務所である「地域ケア拠点※」があり、各地域から選出された相談員はお困りごとを抱えた方の話を聴き、必要に応じて行政などの専門職へつなぎます。

地域との情報共有や連携を図り、地域住民によりそった包括的な相談支援体制を構築します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 悩んでいることは、ひとりで悩まずに相談する。 ▶ 市や県にはたくさんの相談できる場所があることを知る。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区社会福祉協議会は、地域の自治会や民生委員・児童委員等と積極的に連携し、地域における身近な困りごとの相談やふれあいの場所である地域ケア拠点の充実を図る。 ▶ 地域福祉活動団体等は、高齢・障がい・子ども・生活困窮やこれらの課題が複雑・複合化している地域住民を見かけた場合は、それぞれ相談できる場所を紹介する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉よりそい相談窓口をはじめとして、市や県の相談窓口等について周知するとともに、地域福祉活動団体等との情報共有や連携を図る。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
3	福祉よりそい相談窓口の運営（多機関協働事業）	「ひきこもり」「ヤングケアラー」「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050 問題」「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した地域生活課題の相談を受け付けるとともに、多機関と協働してその解決を試みます。
4	相談支援包括化推進会議の開催	相談を通じた対応困難な複雑・複合課題のケース・制度の狭間のケースに対し、事例・対応方法を分析するとともに、制度や構造的な課題の解決に向けた検討を行います。
5	連携担当職員の配置	相談支援に係る庁内の連携担当職員及び多機関協働事業者との情報共有等を通じて連携体制の強化を図ります。
6	支援会議の開催	支援の対象となる本人から同意が得られていないケースについて、関係者間で情報共有を行う「支援会議」を開催し、地域における見守り体制や、庁内の連携を確認します。

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定められた事業で、市町村が、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、(1)相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、(2)参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、(3)地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業のことをいいます。

市川市では、この事業について親しみとやさしい印象を持ってもらえるように、ひらがなを使用して「よりそい支援事業」として PR しており、PR 活動の一環として作成したリーフレットには、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談窓口の一覧（52 ページ参照）を掲載するとともに、福祉よりそい相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）について案内しています。

よりそい支援事業についての最新情報は、市公式 Web サイトでも確認できます。

そう だん まど ぐち いち らん

相談窓口一覧

高 齢

地域包括支援課（第1庁舎内）	047-712-8545
高齢者サポートセンター 国府台	047-373-6539
高齢者サポートセンター 国分	047-318-5565
高齢者サポートセンター 菅谷	047-371-6161
高齢者サポートセンター 大柏	047-338-6595
高齢者サポートセンター 宮久保・下見塚	047-373-0763
高齢者サポートセンター 市川第一	047-700-5139
高齢者サポートセンター 市川第二	047-320-3105
高齢者サポートセンター 真間	047-322-8811
高齢者サポートセンター 菅野・須和田	047-326-7737
高齢者サポートセンター 八幡	047-376-3200
高齢者サポートセンター 市川東部	047-334-0070
高齢者サポートセンター 信篤・二俣	047-327-3366
高齢者サポートセンター 行徳	047-312-6070
高齢者サポートセンター 南行徳第一	047-359-6660
高齢者サポートセンター 南行徳第二	047-712-8022

障 が い

障がい者支援課（第1庁舎内）	047-712-8517
基幹相談支援センター 大洲 〔えくる 大洲ステーション〕	047-702-5588
基幹相談支援センター 行徳 〔えくる 行徳ステーション〕	047-303-3074

こ ども

幼稚園・保育園などの入園等に関すること

子育てナビ八幡（第1庁舎内）	047-711-0135
子育てナビ行徳（行徳支所内）	047-359-1208

妊娠・出産・育児に関すること

母子保健相談窓口アイティ （第1庁舎内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （市川駅南口 ザタワーズイースト内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （南行徳保健センター内）	047-359-8785
母子保健相談窓口アイティ （行徳支所内）	047-359-8785

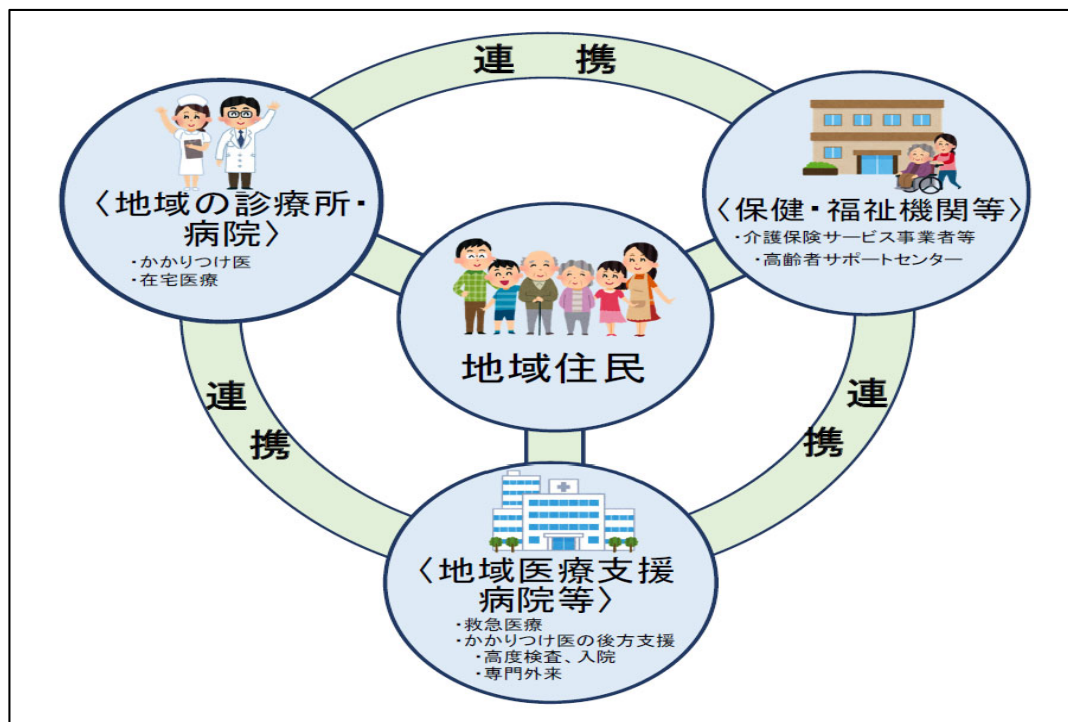
生 活 困 窮

市川市生活サポートセンターそら （分庁舎C棟）	047-704-0010
----------------------------	--------------

制度の狭間や複雑化・複合化ケース

福祉よりそい相談窓口 （福祉部地域共生課総合調整グループ）	047-712-8386
----------------------------------	--------------

施策の方向3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進



これまでの市の主な取組み

市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく最期まで暮らすためには、地域全体で住民の健康を支える医療および介護の体制が必要です。

市では高齢や疾病のため在宅医療[※]を必要とする市民が、安心して療養できるよう地域医療支援センターを設置し、在宅医療に関する相談等の支援をしています。さらに、急病診療所の運営をはじめとした救急医療体制を整備し、休日・夜間等の診療に対応しています。

また在宅医療と介護の連携を推進する取り組みとして、多職種を対象とした会議および相互理解の深化を目的とした研修会の開催や、医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及と活用の支援などを実施しています。

施策の方向性

地域の実情を把握・分析し、市民が地域で、必要としている医療が受けられる医療提供体制や切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、医療機関および介護事業所等の関係者と協働・連携の強化に取り組んでいきます。

それぞれの役割

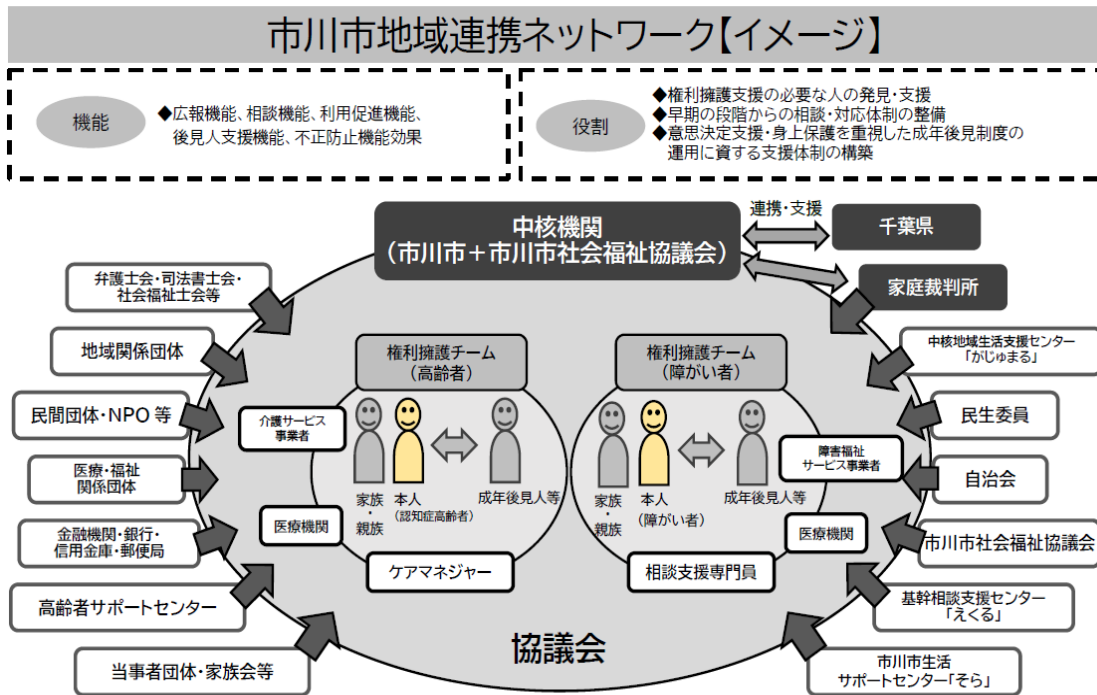
<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つ。 ▶ 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅医療について周知する。 ▶ 医療機関は在宅医療を推進する。 ▶ かかりつけ医や市川市医師会地域医療支援センターは、在宅医療に関する相談を受ける。 ▶ 患者、利用者の視点に立って、医療と介護の関係者が相互理解に努める。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅医療の普及啓発を図る。 ▶ 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み(事業)名	事業(取組み)概要
7	在宅医療支援事業	高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が安心して在宅での療養生活ができるよう、市川市医師会に委託した地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介等を行います。
8	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養生活を支えるために、状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援し、必要に応じて情報共有ツール等の改善・見直しを図ります。
9	医療・介護関係者の研修会の開催	地域の医療・介護関係者の相互の理解を深め、連携を実現するために、多職種での参加型の研修会を実施します。
10	地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに、必要なサービスを適切に選択できるように、また人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解できるようにするため、講演会の開催やパンフレット等の配布を行います。

11	急病診療所運営事業	<p>急病診療所では、休日や夜間の急な病気の初期診療を行うため、内科、小児科、外科（土、日、祝日および年未年始のみ）の診療を実施します。</p> <p>休日急病等歯科診療所では、休日に急な歯の痛み等の応急処置を行うために、日、祝日、盆期および年未年始に診療を実施します</p>
12	2次救急医療運営事業	<p>主治医や急病診療所では扱えない病気、入院・手術が必要な場合および急病診療所の対応時間外における受け入れ体制の充実のため、救急医療体制（2次）を整備します。</p>

施策の方向 4 権利擁護と見守り体制の充実



これまでの市の主な取組み

成年後見制度[※]は、物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法律的に支援する制度で、お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人等が財産の管理を行うとともに本人の意思を丁寧に聴きながら、生活や権利を守るものです。

2023（令和5）年度から中核機関としての役割を市川市と市川市社会福祉協議会[※]で担い、成年後見制度利用促進や、さらなる権利擁護[※]支援に向けて地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

地域住民の見守りでは、市と各種事業者の間で「地域見守り活動に関する協定」を締結し、孤立死・孤独死等を未然に防ぐことを目指しています。また、高齢者見守り支援事業では、高齢者が急病などの緊急時に通報を行うことができる見守り通報装置の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行っています。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート[※]による回答)

Q. あなたは、成年後見制度を知っていますか。

知っている（ある程度内容まで知っている） 44.3%

名称を見たり聞いたりしたことはある 44.3%

知らない 11.3%

施策の方向性

市川市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度が必要な高齢者、障がい者が、制度を安心して利用できるよう、「市川市後見支援センター」において相談支援、制度の周知や啓発活動を行います。

また、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携協力し、支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを、市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議において継続して協議していきます。

高齢者見守り支援事業では、引き続き「見守り通報装置」の利用について世帯の状況に応じた費用助成を行うほか、市川市地域見守り活動に関する協定は、協定事業者が増えるよう周知に努めます。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成年後見制度について興味を持ち、研修に参加するなどにより、理解を深める。 ▶ 近隣の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員・児童委員や自治（町）会・地域ケア等を中心とした見守り活動を充実させる。 ▶ 近隣で地域での見守り活動において、支援が必要な人を発見した場合には、適切な相談機関につなげる。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の検討等を行う。 ▶ 高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行う。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
13	成年後見制度の相談支援	判断能力が低下した高齢者や障がい者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、窓口や電話相談のほか、訪問による相談、申立てに関する支援などを実施します。
14	成年後見制度の普及啓発	広く市民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページ、講演会、出前講座等の実施に努めます。
15	報酬費用の助成	成年後見制度を利用している方で、低所得や資産等の事情により、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に市が報酬の一部を助成します。

16	市民後見人 [※] の養成及び活動支援	権利擁護を支援する体制の確保に向けて、市民後見人の養成とその活動の支援を行います。
17	高齢者見守り支援事業	高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行い、利用を支援します。
18	市川市地域見守り活動に関する協定	市内新聞販売所や宅配業者等と、地域の見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合は通報し、市と連携を図りながら、安否等を見守り、適切な対応を行います。

施策の方向 5 福祉サービスの質の向上と虐待防止の推進

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価[※]等の取組みを進め、サービスの質の向上を図る必要があります。

市が所有する福祉施設（保育園、こども館、障がい福祉サービス事業所等）での利用者の苦情を解決するため、各福祉施設に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置くとともに、苦情の解決を中立かつ公正に行うため第三者委員を選任しています。

また、保育園の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行っており、評価結果を認可保育園全体のものとして捉えて改善に取り組み、保育の質の向上を図っています。

介護サービス事業者に対する指導・監査では、集団指導、運営指導を定期的に行い、サービスの質を高めています。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート[※]による回答)

Q.【回答者自身又はご家族がデイサービス・訪問介護などの福祉サービスを利用している方に伺います。】

福祉サービスの質に満足していますか。

満足している 5.1%

どちらかといえば満足している 25.9%

どちらかといえば不満である % 13.0%

不満である 6.6%

わからない 49.4%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向け Web 回答)

Q. 地域福祉活動に参加していますか。また、現在は参加してなくて、今後参加したいものはありますか。

(回答の多い順、複数回答可)

(1)高齢者や子ども等の見守りや声かけの活動 24.1%

(2)ちょっとした困りごとを支えあう活動 18.6%

(3)ボランティア活動やNPO[※]活動 17.0%

施策の方向性

保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、引き続き公立保育園の第三者評価機関による受審を進めます。

介護サービス事業所[※]については、制度内容等に関する説明を事業者に対して行う「集団指導」や、サービスの実施状況及び介護報酬請求等に関することについて、事業者及び従事者に周知を行う「運営指導」を引き続き実施し、介護サービスに関する苦情・通報等に対しては、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対して指導を行います。

また、高齢者や障がい者、児童に対する虐待について、未然に防止するための研修の実施や、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化及び連携の強化を図ります。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。 ▶ 意見や苦情をきちんと伝える。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者等は、利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。 ▶ 事業者等は、利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。 ▶ 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み(事業)名	事業(取組み)概要
19	福祉サービス苦情解決事業	市が所管する福祉施設の提供するサービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応するため、第三者委員会を設置する等して苦情を解決する仕組みを整えます。
20	保育園の第三者機関評価事業	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。また、評価結果を認可保育園全体のものとして改善に取り組み、保育の質の向上を図ります。評価結果は、ホームページ等で広く公開します。
21	高齢者虐待等を未然に防ぐ取組み	高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、介護支援専門員、高齢者サポートセンター [※] 職

		員、介護サービス事業所および施設の職員を対象とした「高齢者虐待防止研修会」を開催します。
22	障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の開催	障害者虐待の防止及び障がい者を理由とする差別の解消を図るために関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。
23	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	D V、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。

基本目標Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる

地域共生社会の実現に向けて、地域の中で支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減のために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会での活動に参加することのできる仕組みを整備します。

基本目標	施策の方向
Ⅱ 参加と交流のあるまちを共につくる	6 福祉コミュニティの充実
	7 地域における防災体制充実の推進
	8 ボランティア・NPO活動の推進と社会参加の促進【重点】

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 6 福祉コミュニティの充実

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

福祉コミュニティは、日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加してお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができることといった、地域福祉について住民同士が考え、取り組んでいる共同体（コミュニティ）のことをいいます。

地域住民が主体となり、世代や分野を超えた地域課題を解決するため、地域ケア拠点におけるサロン※活動やちょっとした困り事を話し合う場の提供により、地域での支え合い活動を、本市は継続的に支援しています。

地域の連帯感や人間関係が希薄となり、自治会加入率が減少傾向ではあるものの、地域活動に対する市民の関心を高めるために、市では自治会活動などへの支援等を通じてコミュニティの活性化を進めています。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート※による回答)

Q. あなたは、自治(町)会の活動などの地域福祉活動に参加していますか。

参加している 48.6%

参加していない 51.4%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
(福祉委員※回答)

Q. 地域ケアシステム※の仕組みについてどう思いますか。

重要だと思う 52.6%

どちらからといえば重要だと思う 29.6%

聞いたことがあるが詳しくは知らない 7.6%

施策の方向性

2023（令和5）年5月に、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同様の5類感染症へ位置づけが変更されたことにより、以前のような地域福祉活動が戻りつつあります。

このような状況や地域共生社会[※]の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるようにコーディネートを行う人材を配置します。

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施に合わせて配置した、コミュニティワーカーを「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」へと改め、地域住民への個別の支援から見えてきた課題を地域の課題として整理し、課題を地域で共有したり、解決に向けた支援を行うことで、さらなる福祉コミュニティの充実を目指します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。 ▶ 地域生活の中で常に近隣の方々と挨拶を交わすように心がける。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等が、連携する仕組みを構築する。 ▶ 事業者等は、世代を越えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。 ▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習の活動の場も含め、市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実させるため、コーディネートを行う人材の配置や経費の補助を行う。 ▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
24	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	地域の多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援を行います。
25	生活支援コーディネーターの配置	地域の高齢者の支援ニーズや地域資源を把握し、課題解決に向けて、地域住民や関係団体との連携を図り、支援ニーズと多様な主体による活動や取組のマッチングを行う生活支援コ

		ーディネーターを、市全域（第1層）、日常生活圏域（第2層）に配置します。
26	地域ケアシステム推進事業	地域住民で組織する「地区社会福祉協議会」ごとに地域福祉活動の拠点を整備し、拠点で活動する相談員やサロン活動等に係る経費に対する補助を行います。
27	自治会加入の促進	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

コーディネーターってどんな人？

コーディネーターを直訳すると、「ものごとを調整する人」という意味になります。

ものごとを調整するためには、専門的な知識を持っていることはもちろんですが、それ以外にも広い視野を持ち、メンバーそれぞれの立場を理解した上で、合意形成を図るスキルが求められます。

地域福祉関係する「コーディネーター」も、このスキルを持ち合わせた上で、地域の方々のお悩みの解決に向けたアドバイスや、住民ニーズを行政機関等に伝える架け橋の役割も担っています。

ここでは、市の地域福祉を推進する役割を担って活動する「コーディネーター」をご紹介します。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

2023（令和5）年6月までは「コミュニティソーシャルワーカー」の名称で活動してきた、市が市社会福祉協議会に委託する地域福祉の専門職です。同年7月から開始した「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の業務も担っています。コミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉に関する知識やネットワークを生かし、地域において生活上の課題を抱えるあらゆる個人や家族に対する個別支援（ソーシャルワーク）と、地域全体で取り組む活動の地域支援（コミュニティワーク）を総合的にコーディネートします。

14の小域福祉圏域を「東部地区」「西部地区」「南部地区」「北部地区」の4つのブロックに分け、4名のコミュニティソーシャルワーカーがそれぞれの地区を担当し、従来からの地域ケアシステムにおける活動と併せて、地域福祉の推進に向けた活動を行っています。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（SC）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する目的のために配置する専門職です。市全域（第1層）及び日常生活圏域（市内15圏域）（第2層）に配置しており、市では2023（令和5）年7月から第2層の生活支援コーディネーターを、高齢者サポートセンター[※]を運営する法人に業務委託しています。

高齢者の支援ニーズと地域資源の情報を把握し、課題解決に向けて、必要なサービスのマッチングや生活支援・介護予防サービスの創出を、関係者と連携しながら地域における以下の取組みを総合的に支援・推進します。

- (1)地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- (2)地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- (3)関係者のネットワーク化
- (4)目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一

(5)生活支援の担い手の養成やサービスの開発

(6)ニーズとサービスのマッチング

●認知症地域支援推進員

認知症^{*}の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを、地域の人と協力しながら進める専門職です。市では15の高齢者サポートセンター^{*}に認知症地域支援推進員を1名ずつ配置しており、高齢者サポートセンターを運営する法人に業務委託しています。

認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮しながら、認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に向けて、医療・介護をはじめ地域の多世代の様々な人たちや、生活関連領域等の有機的な連携を推進します。

また、認知症の人への支援とともに、認知症への理解や支え合いを広める取組みを進めています。

●地域生活支援拠点等コーディネーター

地域生活障害者等（地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等）が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等からの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行っており、主に次の3つの業務を担い、「もしもの時」に対する備えづくりをお手伝いします。

(1)緊急時前支援

緊急時のリスクが高い障がい児者を登録により把握したうえで、訪問や面談といったアセスメントを行い、障がい児者の特性や家庭の状況などの情報に基づいて、短期入所やグループホームの利用を促すなど、緊急時の円滑な支援や、緊急に至ることを未然に防ぐための支援を行います。登録者に相談支援専門員が付いている場合は、これと連携してサービス等利用計画に反映させるなどを行います。

(2)緊急時支援

本事業の中心的な業務となる緊急時支援では、在宅の障がい児者世帯で、介護者が事故や病気などにより一時的に介護ができない場合など緊急の事態に、当該障がい児や、その受け入れ施設、あるいは受け入れに必要な支援員等との連絡調整などを行います。

(3)緊急時後支援

障がい児者が、できるだけ早期に地域での生活に復帰するため、相談支援専門員と連携して障害福祉サービスの利用につなげるなどの支援を行っており、障がいの種別に応じ、3つの社会福祉法人にコーディネーター業務を委託しています。

●地域学校協働活動推進員（旧称：学校支援コーディネーター）

地域学校協働活動と呼ばれる、以下の4つの活動に係る連絡調整や協力者の確保、地域相互の連携に関するを行うため、教育委員会が地域の人材に委嘱し、市立幼稚園・学校に配置しています。

(1)授業等における学習補助、教員の業務補助その他の学習支援

(2)放課後等に子どもたちの安心かつ安全な活動場所を確保して学習、交流活動等の機会を提供する放課後支援

(3)親への学習機会の提供、相談対応その他の家庭教育支援

(4)子どもの安全確保のための見守り及び子どもの健康等に関する指導助言

また、市立中学校ブロック及び義務教育学区には「統括的な地域学校協働活動推進員」を配置し、中学校ブロック内のネットワークづくりの推進を図るリーダーとして、中学校ブロック内の地域学校協働活動推進員をまとめ、チームとして情報共有を行いながら活動しています。

施策の方向 7 地域における防災体制充実の推進

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

市では、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、2008（平成 20）年に「災害時要援護者名簿」を作成するなどの取組みを行いました。

しかし、東日本大震災を機に、法改正や取組指針が示されたことから、災害に備え、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「互助・共助」、行政機関等による支援活動である「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしながら、避難行動要支援者[※]への支援を適切かつ円滑に実施することができるよう、2018（平成 30）年に「市川市避難行動要支援者支援プラン」を策定し、2023（令和 5）年 1 月には、災害対策基本法の改正により作成が努力義務となった個別避難計画に係る部分について一部改訂を行いました。

市民等アンケート結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート[※]による回答)

Q. 地域の防災体制の整備に向け、地域での関係づくりの取組みが充実していると思いますか。

そう思う 5.0%

どちらかといえばそう思う 20.5%

どちらからといえばそう思わない 33.0%

そう思わない 21.2%

わからない 20.3%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向け Web 回答)

Q. 災害時の対策として、地域でどのような備えをしておくことが必要だと思いますか。(回答の多い順、複数回答可)

(1) 支援を必要としている人の把握 55.7%

(2) 要支援対象者の物資の確保 41.9%

(3) 支援する人（支援者）の確保 40.5%

(4) 防災マップの作成 35.2%

(5) 防災訓練・避難訓練 31.4%

施策の方向性

大規模災害発生時の被害を小さくするため、平時においても、防災訓練を実施するなど顔の見える関係づくりが重要です。防災対策の基本である自助、共助といった地域の防災力を向上させるため、自治（町）会や学校、自主防災組織[※]等において、災害時により的確に行動できるよう、実践的な防災訓練やハザードマップ等を活用した防災講話を実施します。

また、災害時に円滑に避難所を開設できるよう、小学校区防災拠点協議会[※]が中心となり市と連携した避難所開設・運営訓練を推進し、自治（町）会や自主防災組織等との連携を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の家族の連絡方法を決めておく。 ▶ 非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣同士で避難方法や支援方法の情報を共有する。 ▶ 自治（町）会は、避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。 ▶ 災害時には近隣同士で声を掛け合い避難する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。 ▶ 避難行動要支援者名簿の活用体制を整備し、平時においても避難行動要支援者と地域の支援者とのつながり作りに努める。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
28	自主防災組織資器材購入費等補助金制度	自主防災組織に対し、地域の自主的な防災体制の整備を支援するため、防災資器材の購入や修繕の費用に対する補助を行います。
29	避難所における子どもや女性等の要配慮者への配慮	高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備するとともに多様性への配慮について検討を行います。
30	避難行動要支援者対策事業	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎となる名簿を作成します。また、覚書締結自治会への名簿の発送及び未締結自治会への名簿の案内を行います。

施策の方向 8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

旧八幡市民談話室にあったボランティア・NPO活動センターは、2020（令和2）年に閉館し、市民活動への支援を通して地域における様々な活動を活性化させるとともに、地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図るため、2021（令和3）年1月に、ものづくり工房とミーティングスペースを併せた市民活動支援センターを第1庁舎2階に設置しました。

市民や市民活動団体のつながりを生む場を目指して設置された市民活動支援センターは、本市を活動拠点としている市民活動団体はもちろん、一般市民の方や第1庁舎に来庁された方も利用でき、相談コーナーでは市民活動団体の活動に関する相談を受け付けています。

また、2023（令和5）年7月から実施した市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）のうち、参加支援事業の取組みとして、各分野の支援団体と連携し、似たような悩みや課題をもった相談者たちが集まって話しをしたり簡単なゲーム等で楽しめる居場所の提供や、障害福祉や困窮者就労準備支援、こども食堂でのボランティア活動など既に行われている支援プログラムへの相談者のつなぎなどを行っています。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケート※による回答）

Q. ボランティア団体・NPO 団体に参画してのボランティア活動などの地域福祉活動に参加していますか。

参加している 18.6%

参加していない 71.4%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
（ボランティア団体・NPO 法人回答）

Q. 地域で福祉活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（回答の多い順、複数回答可）

(1)地域福祉組織・団体の活動をもっと市民にPRしてほしい 50.8%

(2)地域の関係機関との関わりを深められるよう、仲介してほしい 27.0%

施策の方向性

2022（令和4）年度に実施した地域福祉計画策定のためのアンケートの結果を踏まえ、市民活動支援センターを含め、地域住民が集まる場所において市民活動団体に関する情報を提供し、地域福祉活動に参加する人の掘り起こしやPRを行います。

また、さまざまなニーズを持つ人々を発見するための仕組みづくり、地域とのつながりづくり、社会参加の場づくりを行うことや、地域の中には地域とのつながりが希薄となっている人や世帯の方に向け、地域の社会資源の開発などにより、社会参加に向けた支援を実施します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域でのイベント等にできるだけ参加する。▶ ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどに関心を持つ。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉活動団体等は、地域で活動するさまざまな団体が相互に交流する機会を設ける。▶ 市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、ボランティアなどの地域福祉活動をPRする
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ ボランティア団体やNPO団体を市民へ周知する。▶ 市民活動支援センターの利用について周知を行う。▶ 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などに対し、社会参加に向けた支援を行う。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
31	市民活動支援センターの運営	市民活動団体に関する情報を提供し、市民活動への支援を通して、地域における様々な活動を活性化させ、地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図ります。
32	参加支援事業	これまでの社会参加に向けた事業では対応が困難な方に対して、支援メニューを作成し、地域の社会資源とのマッチングを行います。

基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちを共につくる

防犯まちづくりの目的の1つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。快適な居住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

また、バリアフリーという言葉は、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁（バリア）の除去という意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしているすべての分野に対して、これを取り除くという意味で使うことも多くなっています。

すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組みを進めます。

基本目標	施策の方向
Ⅲ 安全とるおいのあるまちを共につくる	9 犯罪の防止と立ち直りの支援
	10 バリアフリーの推進
	11 居住環境の整備

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 9 犯罪の防止と立ち直りの支援

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

特殊詐欺とは、電話やはがき（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金等をだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、他人の口座に送金させる犯罪のことで、千葉県警は「振り込め詐欺」の広報用名称を「電話 de 詐欺」と定めています。

近年、多くの犯罪が減少している中、特殊詐欺の被害件数や金額は増加傾向で、その背景には、従来の街頭犯罪とは性質が異なるうえに、手口が年々巧妙化していることが挙げられます。また、被害者の約 8 割を占めるのが 70 歳以上というデータもあります。

市が実施している特殊詐欺の対策として、防災行政無線などによる注意喚起を行う啓発活動のほか、満 65 歳以上の方への迷惑電話防止機能付電話機購入の補助等を実施しています。

また、電話 de 詐欺に対する未然防止の取組みを市内全体で進めることを目的として、2020（令和 2）年 3 月に警察署や金融機関、防犯協会※、自治会連合協議会※など、本市を含めた 9 機関が特殊詐欺被害撲滅に関する協定書を締結し、情報共有や啓発活動を協同して実施するとともに、特殊詐欺の発生が疑われる場合などは、すぐに管轄の警察署に情報提供を行うなど、連絡体制を強化しています。

一方、刑期を終えた方の社会復帰を支援し、再犯防止につなげることも重要です。地域住民や学校等での啓発を行い、犯罪や非行の防止を図るため、保護司関連支援事業を促進することを、2023（令和 5）年 3 月に策定した第 3 次市川市防犯街づくり計画に盛り込みました。

施策の方向性

地域住民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。

また、防犯灯の適正配置や防犯カメラの設置といった環境整備を行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少を目指します。

犯罪の取り締まりを強化し、罪を犯した人を厳しく罰することは必要ですが、それと同時に罪を犯した人がその罪を償い立ち直ろうとした時に、受け入れることのできる地域共生社会[※]を目指します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所の人や子どもたちに積極的にかかわり、声をかけあう環境づくりに努める。 ▶ 電話等による勧誘で少しでもおかしいと感じた場合は、家族や公的機関等に連絡を入れる。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治（町）会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会や話し合いを行う。 ▶ 自治（町）会は、特殊詐欺に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ メール情報配信サービスや防災行政無線等を活用し電話 de 詐欺に関する注意喚起を行う。 ▶ 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助を推進する。 ▶ 再犯防止推進計画[※]の策定について検討を行う。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
33	自主防犯活動支援事業	市内の自治（町）会や有志の防犯活動に対し、防犯活動実施状況と必要物品の調査を行い、要望に応じて防犯活動物品を提供します。
34	街頭防犯カメラ設置費の補助	防犯活動を実施している自治（町）会及び商店会等が公道を撮影範囲とする防犯カメラの設置を行う際に、機器購入及び設置費用を対象に補助を行います。
35	再犯防止推進計画策定の検討	犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、再犯防止推進計画の策定について検討します。

施策の方向 10 バリアフリーの推進

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリアの除去という意味で用いられています。

道路のバリアフリー化では、重点整備地区として定めた主要な駅を中心に半径 500mの区域の整備を進め、重点整備地区以外でも、市道 0109 号（ガーデナー通り）の歩道整備や国分前橋を改修して歩道を設置するなど、市民の方からの要望を基に、順次、必要な整備を進めています。

市民等アンケート結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート（e-モニターアンケート※による回答）

Q.【60 代以上の方又は身体に障がいのある方に伺います】

買い物や通院などに際し、移動サービス（普通のバスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス）の不足による不自由さを感じていますか。

不自由さを感じている 9.5%

どちらかといえば不自由さを感じている 17.1%

どちらかといえば不自由さを感じていない 21.1%

不自由さを感じていない 29.0%

わからない 23.3%

施策の方向性

高齢者や障がい者の方々が安全に安心して暮らせる都市づくり、快適な交通環境づくりを目指し、公園、道路、公共公益施設などのバリアフリー化の推進を図ります。

また、高齢者や障がい者等、自分自身での移動が困難な人の移動を支援するため、福祉有償運送※事業の普及促進を図ります。

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとって支え合う「心のバリアフリー※」を地域全体で推進するために、一人ひとりが、バリアを感じる人の多様な背景を踏まえ、お互いの多様性を認め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路や公園等で損傷している箇所がある場合は、行政に連絡する。 ▶ 自分とは異なる人がいることやその人が抱える困難や痛みを考え、想像し、共に感じる心と力を養う。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣同士で地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。 ▶ 事業者等はバリアフリーハンドブックを作成し、誤解や偏見で生きづらさを感じている人の特徴や困っていること、お願いしたいことを紹介する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路・歩道の整備を行う。 ▶ 福祉有償運送事業の普及促進を図る。 ▶ 障がい特性や認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み(事業)名	事業(取組み)概要
36	誰もが歩きやすい歩行空間の整備	歩道の段差の解消や平坦性の確保など、誰もが歩きやすい歩行空間を整備します。
37	福祉有償運送運営協議会の運営	NPO 法人等が実施する福祉有償運送について、その必要性及び安全性の確保並びに旅客の利便の確保に係る方策等を協議する場として、福祉有償運送運営協議会を設置し、運営します。
38	認知症※の人の生活におけるバリアフリー化の推進	安全なまちづくりを目指し、認知症への理解を深められるような周知・啓発、認知症カフェの実施支援等を行います。
39	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供に必要な取組を進めます。

施策の方向 11 居住環境の整備

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、自分が住む住居の環境（居住環境）が安全であることが不可欠です。

あんしん住宅助成制度は、既存住宅の良質化に資する改修を支援するため、市民が所有し居住する住宅（戸建および分譲マンション）の改修工事費の一部を助成するもので、2022（令和4）年度の助成実績は、251件、25,795,000円となりました。

民間の賃貸住宅を見つけることが困難な60歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者等に対しては、本市及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で民間賃貸住宅のあっせんを行う「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」では、令和4年度に44名の方から申請を受け付けました。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート※による回答)

Q.【60代以上の方又は身体に障がいのある方に伺います】

あなたは、バリアフリー対応など、住まいに関する不安を感じていますか。

不安を感じている 12.8%

どちらかといえば不安を感じている 36.8%

どちらかといえば不安を感じていない 19.8%

不安を感じていない 15.8%

わからない 14.8%

施策の方向性

市内にある住宅の既存ストックの質の向上・有効活用に優先的に取り組むこととした上で、「高齢者等が安心して暮らせる住まいづくり」、「子育てしやすく、こどもが健やかに成長できる住まいづくり」、「『新しい日常』に対応した住まいづくり」を進めます。

また、住宅確保要配慮者と定義されているなかで、支援の対象にならない人もいるため、この隙間を埋める制度の拡大や新設について検討を行います。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	▶ 自分の住む住宅について高齢者や障がい者となったときのことを意識する。
互助・共助 (地域の役割)	▶ 事業者等は、高齢者や障がい者向け住宅について地域住民の理解を深める。 ▶ 地域福祉活動団体等は、いちかわ住まいの勉強会が主催する企画に参加し、情報を共有する。
公助 (行政の役割)	▶ 安心・安全に住むことができるよう、民間賃貸住宅のあっせんや自宅の改修費用を補助する。 ▶ 既存のネットワークを活用して居住支援協議会 [※] の設立を目指す。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
40	民間賃貸住宅あっせん制度	民間の賃貸住宅を見つけることが困難な住宅確保要配慮者等に対し、市川市及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で民間賃貸住宅のあっせんを行います。
41	あんしん住宅推進事業	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅において、バリアフリー・防災性の向上・省エネ・子育てといったそれぞれの観点で行う改修工事費用の一部を助成します。また、分譲マンションの共用部において、バリアフリー・浸水対策の分野で行う改修工事費用の一部を補助します。

基本目標Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる

いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、地域住民共通の願いです。こどもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。

市では、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな介護予防の取り組みや健康づくり事業を推進しています。

また、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労に対する支援や生活困窮者※など社会的な自立支援が必要な人に対する支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、さらには「生きる」ということに対する包括的な支援を実施します。

基本目標	施策の方向
<div style="background-color: #8B4513; color: white; padding: 20px; text-align: center;"> Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる </div>	1 2 介護予防・健康づくりの支援
	1 3 就労と生活困窮者への支援
	1 4 自殺防止に対する包括的な支援
	1 5 地域の居場所づくり【重点】

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 12 介護予防・健康づくりの支援

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取り組み

「健康寿命[※]の延伸」に向け、地域住民が自らの健康に関心を持ち、主体的に介護予防・健康づくりに取り組むことができるよう、多様な方法で普及啓発を行っています。

2022（令和4）年度は、介護予防に関する講座等の開催や、健康づくり・介護予防、通いの場に関する情報をリーフレット配布やLINEセグメント等で情報発信を行いました。また、地域の身近な場所で介護予防に資する活動の支援を行いました。

年齢を重ねても地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民が主体となり取り組む「市川みんなで体操[※]」実施団体への支援を行うほか、住民主体の通いの場に専門職が出向き、介護予防・フレイル予防に関する講話を行うことで、地域で介護予防に取り組む住民主体の活動を支援しています。

市民の健康意識の更なる向上と、より良い生活習慣の実践、継続に向けた啓発を推進するため、令和4年度に健康講演会を開催しました。2023（令和5）年度には、地域の身近な場所で地震の健康データを測定し健康を意識できるよう、市内20箇所に体組成計及び血圧計を設置したほか、新たな健康ポイント事業 Aruco（あるこ）を開始しました。

施策の方向性

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するために活動を実践することが必要です。加齢に伴い、心身の機能や社会とのつながりが弱くなった状態を「フレイル」といいますが、社会参加や介護予防を心がけることで、フレイルの進行を防ぎ、健康を維持することができます。

「通いの場」の充実や社会参加の促進等を通して地域づくりを推進する他、フレイル・要介護状態になっても自ら介護予防に取り組み、主体的な活動ができるよう、介護予防や重度化防止を図ります。また、介護予防・健康づくりの関連部署との連携を図ります。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 適度な運動で体を動かす。 ▶ 健康教室や介護予防教室に参加する。 ▶ 栄養バランスに気をつけた食事をとる。 ▶ 定期的に検診を受ける。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者等は、健康教室や介護予防教室を開催する。 ▶ 事業者等は、地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域住民が主体となって行う介護予防活動（いちかわみんなで体操など）を支援する。 ▶ イベント等で健康意識の啓発を実施する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
42	自立支援、介護予防及び重度化防止の推進	高齢者がいつまでも主体的な生活ができるよう、一般介護予防事業 [※] や通所型短期集中予防サービス事業 [※] を実施します。
43	健康ポイント Aruco	「歩く」こと、「測る」ことにポイントを付与することで、市民が自身の健康データを意識し、健康的な生活習慣を継続して送ることができるよう支援するもので、獲得したポイントはデジタル地域通貨と交換し、地域内の消費に利用できます。

施策の方向 13 就労と生活困窮者への支援

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

生活保護[※]に至る前の段階にある生活困窮者[※]の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」では、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職等により住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者に対して有期で家賃相当額の支給を行う「住居確保給付金」制度は、給付対象者である失業者等に、コロナ禍[※]による収入の減収者が対象となったことで、生活サポートセンターそらの相談受付件数が大幅に増加しました。

また、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活の改善及び基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた支援を行う就労準備支援の相談も、生活サポートセンターそらで受け付けており、2022（令和4）年度は8件の相談を受け付けました。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケート[※]による回答)

Q. 高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者等を対象とした就労支援、社会的自立の支援が充実していると思いますか。

そう思う 5.0%

どちらかといえばそう思う 25.6%

どちらかといえばそう思わない 19.1%

そう思わない 7.5%

わからない 42.8%

施策の方向性

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障がい者、ひとり親の就業機会の拡大に向けた取組み等により、就労支援を行います。

また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、経済的に自立できるように支援します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図ります。また、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援するとともに、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 就労を通じた生きがいづくりを進める。▶ 経済的な困窮を理由とした偏見を持たないように努める。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 事業者は法律を順守して、高齢者や障がい者等の就労を支援する。▶ 生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 関係機関と連携し、通常の就労が困難な方に向けた支援を実施する。▶ 住民一人ひとりが地域で自立した生活が送れるように支援する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み(事業)名	事業(取組み)概要
44	若年者等就労支援事業	若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設します。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。さらに、働くことに不安を抱えた若者に対し、職場体験を通して不安を解消し、前向きな就職活動ができるように支援します。
45	就労準備支援事業	就労に必要な実践的な知識、技能等の不足等や、複合的な課題があり、生活のリズムが崩れていることや社会との関わりに不安を抱え就労意欲が低下している等の理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活の改善及び基礎能力の形成等の支援を計画的に実施することで、一般就労に向けた準備を支援します。

46	住居確保給付金支給事業	本人の責によらない失業や収入の減少により、住居を喪失するおそれのある方を対象に、就労支援などを実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、賃貸住宅の家賃を支給します。
47	家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再建に向けた意欲を引き出したうえ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言、指導等を行うことにより相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活再建を図られるよう支援します。
48	ホームレス自立支援事業	自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた方が、地域社会に再び参入することを支援し、かつホームレスの地域社会への参入に際し、地域社会の理解と協力を得ることにより、ホームレスに関する問題の解決を図ります。
49	子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の主に就学年齢の世帯員に対し、学習支援や居場所の提供等を行うことで、学習意欲の向上・基礎学力の向上・生活習慣の改善等を図り、高校への進学・高校の中退を防止し将来の安定就職へつなげることを目指します。

施策の方向 14 自殺防止に対する包括的な支援

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

市では、こころの健康相談窓口を開設し、相談したいときに相談ができるよう、日曜、祝日も含め対応しています。この相談窓口では幅広い年齢層から生活環境の変化や家族関係、経済不安等、多岐にわたる相談が寄せられ、関係機関と連携を図り支援を行っています。

また、市民向けの心の健康に関する講座や母と子の相談室、ゲートキーパー[※]研修を開催したり、市公式ウェブサイトでは、メンタルストレスチェックシステムであるこころの体温計を掲載し、ストレスチェックができる取組みも実施しています。

施策の方向性

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。またこのような包括的な取り組みを実施するためには、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

また、これらの自殺対策と、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮支援等の各福祉分野に共通して求められる状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複雑・複合化した課題に対応するためのネットワークづくり等を合わせて実施します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1人で悩まずに困った時に相談できる窓口等があることを知る。 ▶ 市川市民のテレホンガイドや若者のための相談ガイドを入手する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動団体等は、こころの悩みや生きづらさを感じている方が支援を受けられるよう、関係機関につなぐ。 ▶ 地区社会福祉協議会は、悩みをひとりで抱え込まず周囲に相談しやすい地域づくりを行う。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市川市自殺対策関係機関連絡会を開催し、関係機関との連携を強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進する。 ▶ 幅広い年代にむけて、こころの健康とセルフケアの方法について周知する。

地域福祉を推進する主な取り組み・事業

番号	取り組み(事業)名	事業(取り組み)概要
50	自殺対策事業(人材育成事業) 「ゲートキーパー養成講座」	専門職だけでなく、市民に近い立場の方を対象とし、自殺に関する正しい知識のもと、地域での見守りを強化していく事を目的に周知を図ります。また、対象に応じたプログラムを設定し、研修会を実施します。
51	事例検討会議の開催	関係機関において自殺に関する相談が生じた場合、検討会議への参加と、対応に必要な情報提供を重ねることで、支援体制作り結びつけていきます。
52	自殺対策事業(普及啓発活動) 「快適睡眠講座」	健康教育や健康相談等において、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及等地域に根ざした啓発活動を実施します。また、自殺・自殺未遂率が高い世代が参加しやすいよう各種講座、健康教育や講演会・イベント等を企画・実施します。

施策の方向 15 地域の居場所づくり【重点】

イラスト

イラスト・写真などが入ります

現状の市の主な取り組み

市ではこれまで、高齢者や子どもといった、年齢や属性に応じた地域の居場所づくりを進めてきました。

小域福祉圏である14の各地区には地区社会福祉協議会※が中心となり15か所の「地域ケア拠点※」があり、世代を問わず、地域の特色に合わせたサロン※活動などを行っています。

高齢者の居場所の1つには高齢者クラブ※があり、高齢者が身近な地域で生きがいや健康づくりを通して社会参加につながるよう、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど多様な活動に取り組んでおり、市内101のクラブで約3,600名（2023（令和5）年4月現在）が活動しています。

子育て世帯には、「親子つどいの広場※」や「地域子育て支援センター※」などの地域の子育て支援拠点を整備し、専任の職員に相談できる場を提供しています。また、子ども本人に対しては、遊びを通して成長を見守る「こども館」が家庭でも学校でもない第三の居場所となり、保育士や学校教諭などの資格をもつ児童厚生員が話や悩みを聞いています。このほか、民間団体やNPO団体が行う「こども食堂※」に対して活動の支援を行っています。

中央こども館では、中高生に特化した取り組みを行っており、マンガや雑誌などを読んでくつろいだり、宿題や勉強のできる「中高生専用ルーム」を設置し、中学生以上のみに利用を限定した「中高生タイム」をもうけ、思い切り身体を動かしたり、同年代で交流したりできる時間があります。

不登校児童・生徒の居場所としては、市川市適応指導教室「ふれんどルーム」が、また、DV被害者に対しては、窓口相談に加え、その他の取り組みとして、民間団体との共催で孤立や孤独を防ぐことを目的の一つとした「女性のための居場所づくり」を行っています。

施策の方向性

その人らしくいられる居場所があることは、生きがいにつながります。これまで本市が実施してきた居場所づくりを継続しつつ、すべての地域住民を対象とした、地域における交流の場や居場所の確保をさらに進めていくため、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の開始に合わせ、社会福祉協議会に委託しているコミュニティワーカーをコミュニティソーシャルワーカー（CSW）へと改め、複合化する地域生活課題に対し、地域の事業者や地域住民と連携しながら、多角的な視点から地域の居場所づくりの支援を行います。

また、多世代や多属性を対象としたサロン、こども食堂、フードバンク※などの交流の場の新設を支援し、市内の空き家等も活用しながら、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらした居場所づくりを推進します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自分らしくいられる居場所を見つける。 ▶ 興味のあるイベントに参加する。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区社会福祉協議会は、地域住民の交流の場でもある、「地域ケア拠点」をPRするイベント等を行う。 ▶ 地域福祉活動団体等は、社会的な包摂を目指した居場所づくりについて、CSWと協議し、連携を図りながら検討を進める。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気軽に立ち寄れる地域の居場所を整備する。 ▶ 世代や属性を超えた地域の居場所づくりを推進する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
53	地域づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みをつくります。
54	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
55	こども食堂・フードバンクの支援	地域や民間団体の自主的な取り組みにより運営されているこども食堂・フードバンクの取り組みを支援するため、の活動状況の情報発信や、こども食堂の運営費の一部助成を行うなど、活動に対する支援を行います。

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが重要です。

地域福祉を推進するために、意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

基本目標	施策の方向
Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる	16 地域福祉に対する意識の啓発
	17 地域活動の担い手の確保と育成
	18 地域資源の有効活用
	19 情報共有・管理の充実

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年、地域福祉の啓発に向けたセミナーやイベント等を開催することが困難な状況でした。

2023（令和5）年3月に、3年ぶりに対面形式で開催した地区推進会議[※]の場では、小域福祉圏14地区の代表者の方々に、地域共生社会[※]の実現を目指すために、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）を実施することについてお知らせする機会がありました。

地域の誰もが役割を持ち、お互いに配慮して存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずに、その人が望む生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、意識の啓発を行っていくことが重要です。

市民アンケート等結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
（e-モニターアンケート[※]による回答）

Q. あなたは、住民同士での支え合いの意識を持って、自治会活動やPTA・子ども会の活動等に参加していますか。

そう思う 9.5%

どちらかといえばそう思う 26.8%

どちらかといえばそう思わない 10.5%

そう思わない 6.3%

わからない 3.6%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
（福祉委員[※]回答）

Q. 地域福祉活動への参加者を増やすのに必要なこと

(1)地域が日頃から地域の人々とのつきあいを深める」
14.8%

(2)地域が活動や団体についての情報をさらに発信する 12.1%

(3)地域が地域の人へ参加を呼びかける 11.2%

(4)市が地域福祉活動についての啓発活動をする
8.8%

施策の方向性

市内には、市川市で生まれ育った人もいれば、高齢となったため子どもが住む市川市に転居してきた人、障がいのある人、外国から仕事のために市川市で暮らす人など、老若男女問わず色々な方がいます。

自分とは異なる背景を持つ人の価値観を排除するのではなく、価値観を尊重した上で、お互いが理解するよう努めることについて、子どもたちを含めた地域住民一人ひとりが意識を持つことが大切です。

一人ひとりが役割を持ち、状況によっては「支え手」であった人が「受け手」になることがあることを理解し、お互いや近隣の方の考え方の相違もすべて包摂されることによって、安心して暮らすことができるようになります。

地域福祉に対する地域住民一人ひとりの意識を高め、地域共生社会の実現を図るための取組みを、推進します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ イベントに参加するなど地域福祉に対して興味・関心を持つ。▶ 高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対して理解に努める。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 社会福祉協議会は、地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。▶ 社会福祉協議会は、地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉に対する啓発を行う。▶ 子どもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
56	地域共生社会の実現に向けた研修の実施	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた意識の啓発を行います。

福祉教育推進校って何？

コラムが入ります。

施策の方向 17 地域福祉活動の担い手の確保と育成

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取組み

市では、高齢者が抱える日常生活の中での困りごとに対する支援を行う「高齢者生活支援サポーター」を養成しています。高齢者生活支援サポーターが支援する内容は、身体的介助を除くゴミ出し、電球交換、買物代行などで、2022（令和4年）度は生活支援サポーター養成研修を2回開催しました。

地域ケアシステム[※]の拠点において地域住民の身近な相談を受ける「相談員」に対し、意識や情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、地域福祉活動の担い手として総合的な研修会等を企画・実施を支援する予定でしたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、研修会の実施を見合わせました。

市民等アンケート結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(福祉委員[※]による回答)

Q. あなたの活動する地区、もしくは、あなたの所属する地区では、地域活動の担い手を確保できていると思いますか。

十分確保できている 6.7%
どちらかといえば確保できている 40.9%
どちらかといえば確保できていない 32.4%
確保できていない 10.7%
わからない 9.3%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
(民生委員・児童委員[※]回答)

Q. 地域福祉を推進する地域の人材（担い手）を増やすには、どのようにしたらよいと思いますか。

(回答の多い順、複数回答可)

(1)気軽に集まれる場の設定や催し物、行事を通じて、地域の福祉活動への協力を呼び掛ける 65.3%
(2)地域で福祉に関する勉強会を実施するなど、地域福祉活動の重要性をPRする 30.3%

施策の方向性

地域福祉の推進に当たっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠ですが、各地域福祉活動団体の共通の課題として、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足が挙げられており、新たな担い手の確保や育成に向けて、気軽に集まれる場の設定や催し物、行事、勉強会などを通じて、地域の福祉活動への協力を呼びかけることが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響が一段落した現状において、地域活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため、担い手の確保及び育成に向けて取り組んでいきます。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 市民一人ひとりが地域社会に貢献できる役割があることを認識する。▶ 自治会活動や地域におけるボランティア活動に関心を持つ。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉活動団体等は、地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。▶ 社会福祉協議会は、地域ケアシステムの相談員に適切な研修を実施する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉活動の担い手を育成するため、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。▶ 新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するための方策も検討する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み(事業)名	事業(取組み)概要
57	生活支援サポーター養成研修の実施	支援を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、日常生活の中での困りごとに対応する、ボランティア活動の担い手を養成するための研修を行います。また、生活支援コーディネーターと連携し、研修修了者が地域の活躍の場につながるような仕組みづくりを行います。
58	地域ケア相談員育成の支援	地域ケア拠点 [*] の相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組みが相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、社会福祉協議会による総合的な研修会等の企画・実施を支援します。

ボランティア活動をはじめませんか？

ボランティアの語源は、ラテン語の「VOLUUMTAS」（自由意志）に由来するといわれています。市内でボランティア活動を始めたいというきっかけはさまざまと思いますが、自らの意思で始めたボランティア活動から得られるものとして、出会いや学び、喜びやつながりが生まれるでしょう。

自分らしさを大切にしながら、活動の一步を踏み出してみませんか？

市川市社会福祉協議会

ボランティア活動への入口を
サポートいたします。
「もしも…」に備えたボランティア
活動保険の加入手続きも可能です。

市民活動支援センター（市川市）

市民活動への総合支援を
行っています。
団体から発信されるチラシ等も
センターで閲覧が可能です。

地域福祉・ボランティアセンター



市役所分庁舎C棟1階
047-320-4002

行徳ボランティアセンター



行徳支所2階
047-356-0007

市民活動支援センター



市役所第一庁舎2階

市民活動支援センター行徳



行徳支所2階

施策の方向 18 地域資源の有効活用

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取り組み

市川市地域活動応援制度は、地域福祉活動の活性化を図るため、企業などが地域貢献・地域交流の一環として地域福祉活動のための場所（地域資源のひとつ）の提供に関する情報を市が広く周知し、この情報に基づいて地域の活動団体が利用することにより、企業などと地域団体との交流を促進させるものです。

「地域福祉活動」には茶話会、会食、体操、運動、レクリエーション、健康相談、介護相談、趣味活動等を屋内の施設で行う活動のことをいいますが、市内には自治会館をはじめとして5か所の活動場所について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域活動自粛の流れが継続したため、2022（令和4）年度の活用実績はありませんでした。

2024（令和6）年3月に南行徳老人いこいの家[※]を、これまでの高齢者の教養向上、仲間づくりや生きがいづくりの場としての機能に加え、多世代で利用可能な交流・介護予防活動の拠点施設に転換するための各種整備を行いました。

市民アンケート等調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
（福祉委員[※]による回答）

Q. あなたの活動する地区、もしくは、あなたの所属する地区では、地域活動の場を確保できていると思いますか。

十分確保できている 12.9%
どちらかといえば確保できている 55.8%
どちらかといえば確保できていない 14.3%
確保できていない 6.5%
わからない 10.6%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
（ボランティア団体・NPO 法人回答）

Q. 地域で支えあう仕組みづくりのため必要なもの（回答の多い順、3つまで回答可）

(1)支えあう活動への参加方法をPR・確立する 39.7%
(1)支えあう仕組み（活動やプロジェクト）を立ち上げ、助成金で支援する 39.7%
(3)組織、団体、市民が知り合う機会や活動する場所を確保する 33.3%

施策の方向性

地域資源には目に見えるモノ（土地、スペース、施設など）やヒト、目に見えないモノ（人と人とのつながり、ネットワークなど）があります。地域における福祉コミュニティを活発にするためには、目に見えるモノやヒト、目に見えないモノの両方が充実していることが重要です。

住民が気軽に集まり、交流することのできる場の確保に向けて、既存の公共施設のあり方について検証を進めるとともに、地域ケアシステム推進連絡会[※]をはじめとしたプラットフォーム[※]型の会議体を活用し、さまざまな地域福祉活動に関わる人材、施設、情報等の資源のネットワークづくりを推進します。

それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域や行政が開催するイベントに積極的に参加する。 ▶ 地域におけるサークル活動や講演会に関心を持つ。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NPO 法人は、地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい場づくりを進める。 ▶ 社会福祉協議会は、気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民にとって魅力ある公共施設のあり方を検討する。 ▶ 既存の公共施設を活用するなど、人と人をつなぐネットワークづくりの場を提供する。

地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
59	地域活動応援制度の推進	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。
60	地域ケアシステム推進連絡会の開催	地域ケアシステム推進連絡会の機能であるプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。

施策の方向 19 情報共有・管理の充実

イラスト

イラスト・写真などが入ります

これまでの市の主な取り組み

地域ケアシステム推進連絡会[※]において話し合われた地域における課題について、地域の代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会と市が一堂に会し、地域課題の解決に向けた具体的な検討の場として、地区推進会議[※]があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面による開催を行うことができませんでしたが、2023（令和 5）年から対面での開催を再開しました。

地区推進会議の場では、市川市社会福祉協議会が策定する「わかちあいプラン」に定められた、年度ごとに地域課題をどのように取り組んだのか、市内 14 の小域福祉圏域ごとに作成する「振り返りシート」を活用して、情報を共有しています。

このほか、地区で開催される民生委員・児童委員地区協議会などの会議体には、市の職員とともにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）も出席し、地域課題などの情報共有に努めています。

これまでの市の取り組み

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
（福祉委員[※]による回答）

Q. 地域活動を行うにあたって必要な個人情報の取扱いの留意点を知っていますか。

知っている 57.8%
一部知っている 35.8%
全く知らない 6.4%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
（民生委員・児童委員[※]回答）

Q. 地域で活動を進めるうえでの行政に対する要望・期待（回答の多い順、複数回答可）

(1)民生委員・児童委員の活動をもっと市民にPRしてほしいPRしてほしい 42.5%
(2)活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい 33.3%

施策の方向性

地域ケアシステム推進連絡会で話し合われた内容について、各地区の福祉課題を振り返りシートを使用して、引き続き地区推進会議の場で情報共有し、地域課題の解決に向けた市の施策について検討を行います。

また、効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動するさまざまな人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせませんが、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や避難行動要支援者^{*}の把握が困難になっています。

ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者に関わる情報把握や共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域福祉活動団体等と行政が適切に共有できる仕組みを構築します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉活動の推進のために必要な個人情報を提供する。▶ 提供した個人情報がどのように取り扱われるのか確認する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域ケアシステム推進連絡会で地区ごとの活動情報を共有する。▶ 地域福祉活動に必要な個人情報を適切に保管する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域ケアシステム推進連絡会の開催を支援するとともに、地区推進会議を開催し地区間の情報共有を図る。▶ 地域福祉活動を担う人々を対象とした個人情報の取扱いに関するリーフレットを周知する。

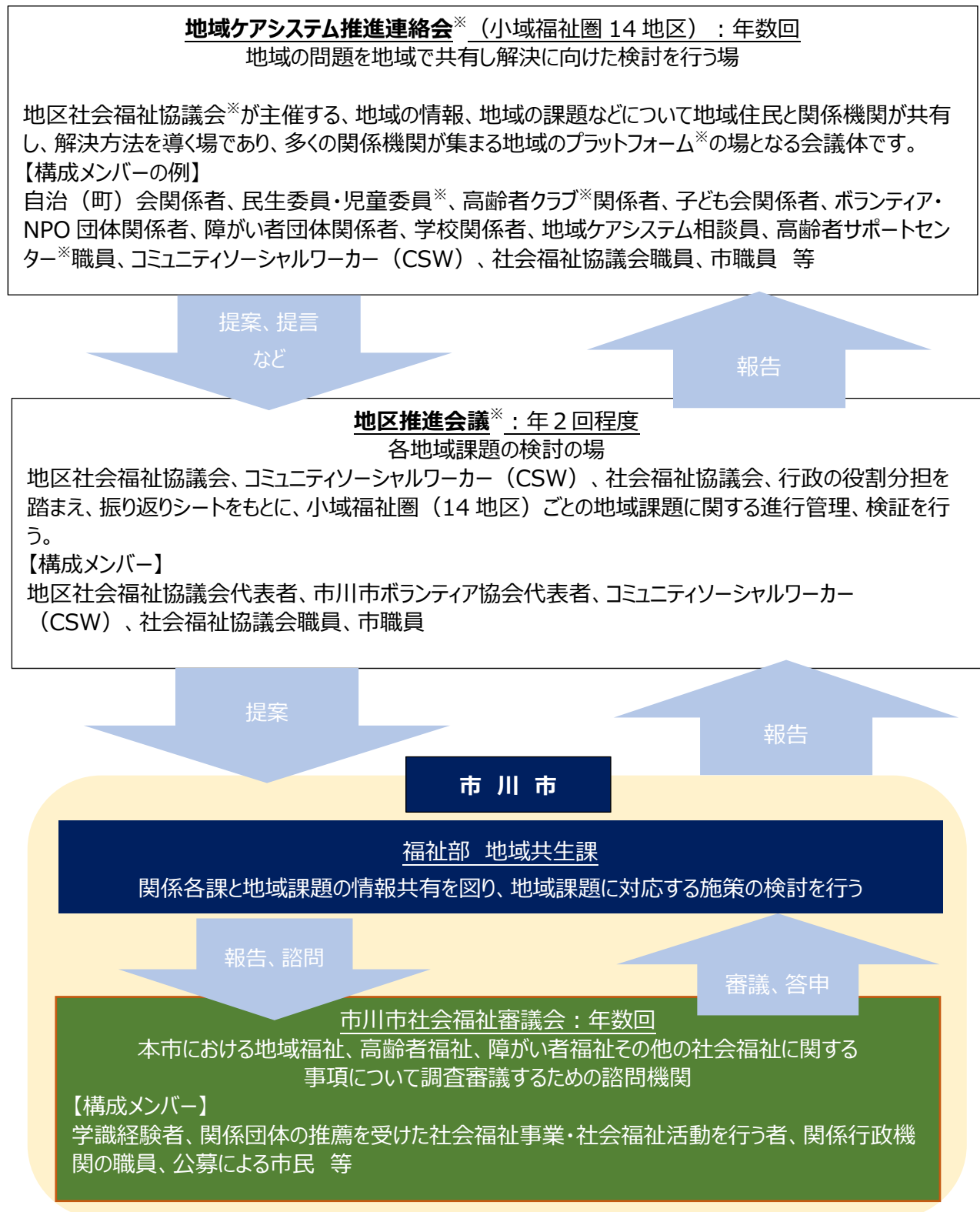
地域福祉を推進する主な取組み・事業

番号	取組み（事業）名	事業（取組み）概要
61	地区推進会議の開催	小域福祉圏（14地区）の地域ケアシステム推進連絡会で取り上げられた地域課題を共有します。
62	民生委員活動事業	地区民生委員・児童委員連絡協議会において、行政からの連絡事項等の情報共有や、意見交換などを行います。また、地域福祉の進行役である民生委員・児童委員が、地域住民に対する相談や訪問等を円滑に実施できるよう、民生委員・児童委員の活動に対して報償金を支給します。
63	個人情報適正活用支援	地域活動を行うに当たっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。

第5章 計画の推進のために

1 地域福祉の推進体制

地域福祉の推進に当たっては、小域福祉圏（14 地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」で取り上げられた各地区の福祉課題について、市が主催する「地区推進会議」で情報共有し、互助・共助の役割では対応が困難な課題については、行政の施策（公助）として実施することについて、検討を行います。

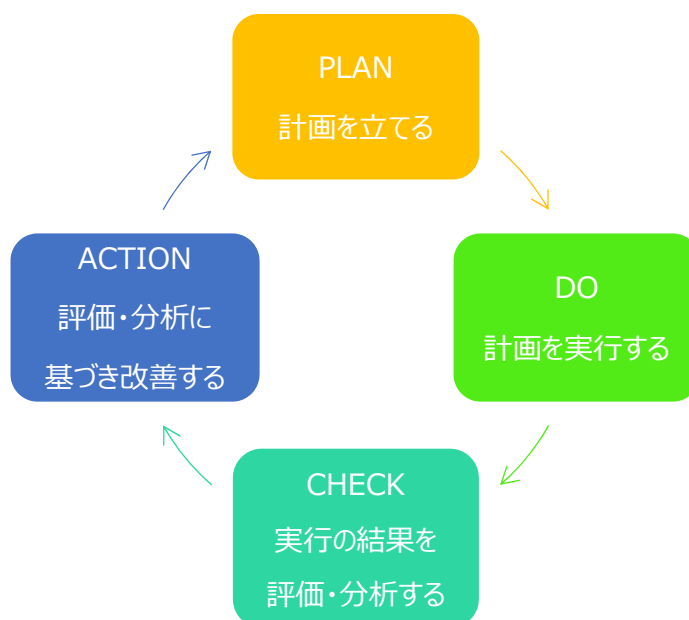


2 計画の進捗管理

第5期計画では、「地域福祉を推進する主な取組み・事業」（以下、「事業等」といいます。）に掲載されている63の事業等について、所定の書式により庁内の担当課において毎年度、事業の実績等について自己評価を行います。

また、19の施策の方向ごとに「成果指標」を設定し、行政の取組みによって地域住民の意識や主体性などのような影響を及ぼしたのかについて、e-モニターアンケート[※]等を活用した市民等アンケートを実施し、その成果を測定します。これらの結果については、市川市社会福祉協議会へ報告し、その内容について検証・評価を行い、次年度以降の取組みに反映します（PDCAサイクルの実施）。

なお、第6章の「市川市成年後見利用促進基本計画」、第7章に掲載している「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」の進捗管理も、地域福祉計画に定める事業等と内容が重複することから、このPDCAサイクルの実施により、評価・分析等を行います。



地域福祉を推進する主な取組み・事業の自己評価シート（書式）例

基本目標	I 安心と信頼のあるまちを共につくる
施策の方向	1 地域福祉に関する情報の提供
地域福祉を推進する 主な取組み・事業	生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」 担当課 福祉部 地域共生課
事業（取組み）概要	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO 法人等が行ってきた取り組みの情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。
評価視点	地域福祉に関する情報提供について、わかりやすく充実したサイトづくりに努めたか。
令和5年度実績	実績に対する評価
令和6年度予定	

地域福祉を推進する主な取組み・事業一覧

基本目標	施策の方向と地域福祉を推進する 主な取組み・事業
<p>I 安心と信頼のあるまちを共につくる</p>	<p>1 地域福祉に関する情報の提供</p> <p>1 生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」</p> <p>2 子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」</p> <p>2 相談支援体制の充実【重点】</p> <p>3 福祉よりそい相談窓口の運営（多機関協働事業）</p> <p>4 相談支援包括化推進会議の開催</p> <p>5 連携担当職員の配置</p> <p>6 支援会議の開催</p> <p>3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進</p> <p>7 在宅医療支援事業</p> <p>8 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>9 医療・介護関係者の研修会の開催</p> <p>10 地域住民への普及啓発</p> <p>11 急病診療所運営事業</p> <p>12 2次救急医療運営事業</p> <p>4 権利擁護と見守り体制の充実</p> <p>13 成年後見制度の普及啓発</p> <p>14 成年後見制度の相談支援</p> <p>15 報酬費用の助成</p> <p>16 市民後見人の養成及び活動支援</p> <p>17 高齢者見守り支援事業</p> <p>18 市川市地域見守り活動に関する協定</p> <p>5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止</p> <p>19 福祉サービス苦情解決事業</p> <p>20 保育園の第三者機関評価事業</p> <p>21 高齢者虐待等を未然に防ぐ取組み</p> <p>22 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の開催</p> <p>23 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催</p>
<p>II 参加と交流のあるまちを共につくる</p>	<p>6 福祉コミュニティの充実</p> <p>24 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置</p> <p>25 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>26 地域ケアシステム推進事業</p> <p>27 自治会加入の促進</p> <p>7 地域における防災体制充実の推進</p> <p>28 自主防災組織資器材購入費等補助金制度</p> <p>29 避難所における子どもや女性等の要配慮者への配慮</p> <p>30 避難行動要支援者対策事業</p> <p>8 ボランティア・NPO活動の推進と社会参加の促進と【重点】</p> <p>31 市民活動支援センターの運営</p> <p>32 参加支援事業</p>

Ⅲ 安全とうるおいのあるまちを共につくる

Ⅳ 生きがいを感じるまちを共につくる

Ⅴ 地域福祉推進の基盤を共につくる

- 9 犯罪の防止と立ち直りの支援**
 - 33 自主防犯活動支援事業
 - 34 街頭防犯カメラ設置費の補助
 - 35 再犯防止推進計画策定の検討
- 10 バリアフリーの推進**
 - 36 誰もが歩きやすい歩行空間の整備
 - 37 福祉有償運送運営協議会の運営
 - 38 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - 39 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供
- 11 居住環境の整備**
 - 40 民間賃貸住宅あっせん制度
 - 41 あんしん住宅推進事業
- 12 介護予防・健康づくりの支援**
 - 42 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進
 - 43 健康ポイント Aruco
- 13 就労と生活困窮者への支援**
 - 44 若年者等就労支援事業
 - 45 就労準備支援事業
 - 46 住居確保給付金支給事業
 - 47 家計改善支援事業
 - 48 ホームレス自立支援事業
 - 49 子どもの学習・生活支援事業
- 14 自殺防止に対する包括的な支援**
 - 50 自殺対策事業(人材育成事業)「ゲートキーパー養成講座」
 - 51 事例検討会議の開催
 - 52 自殺対策事業(普及啓発活動)「快適睡眠講座」
- 15 地域の居場所づくり【重点】**
 - 53 地域づくり事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)
 - 54 地域子育て支援拠点事業
 - 55 こども食堂・フードバンクの支援
- 16 地域福祉に対する意識の啓発**
 - 56 地域共生社会の実現に向けた研修の実施
- 17 地域福祉活動の担い手の確保と育成**
 - 57 生活支援サポーター養成研修の実施
 - 58 地域ケア相談員育成の支援
- 18 地域資源の有効活用**
 - 59 地域活動応援制度の実施
 - 60 地域ケアシステム推進連絡会の開催
- 19 情報共有・管理の充実**
 - 61 地区推進会議の開催
 - 62 民生委員活動事業
 - 63 個人情報適正活用支援

地域福祉を推進する主な取組み・事業を実施した成果を確認するための成果指標

基本 目標	施策の方向	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値
I 安心と信頼のあるまちを 共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供	本市の地域福祉に関する情報を得られていると思う割合		増加
	2 相談支援体制の充実	福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合		増加
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持っている割合		増加
	4 権利擁護と見守り体制の充実	成年後見制度を知っている割合		増加
	5 福祉サービスの質の向上と虐待防止の推進	福祉サービスの質に満足している割合		増加
II 参加と交流のあるまちを 共につくる	6 福祉コミュニティの充実	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を知っている割合		増加
	7 地域における防災体制充実の推進	地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合		増加
	8 ボランティア・NPO活動と推進社会参加の促進	地域活動等に参加している割合		増加
III 安全とつるおいのまちを 共につくる	9 犯罪の防止と立ち直りの支援	地域での日常生活において、不安であると感じる割合		減少
	10 バリアフリーの推進	移動に関して不自由を感じる割合		減少
	11 居住環境の整備	自分が居住する住宅に関して不安を感じている割合		減少

基本 目標	施策の方向	成果指標	基準値 (R5 年度)	目標値
IV 生きがいを感じるまちを 共につくる	12 介護予防・健康づくりの 支援	自分が心身ともに健康である と感じている割合		増加
	13 就労と生活困窮者への 支援	衣食に不自由を感じている割 合		減少
	14 自殺防止に対する包括 的な支援	生きづらさを感じている割合		減少
	15 地域の居場所づくり	自分らしくいられる居場所があ る割合		増加
V 地域福祉推進の基盤を 共につくる	16 地域福祉に対する意識 の啓発	他者の価値観の違いや存在 を認め合えていると思う割合		増加
	17 地域福祉活動の担い 手の確保と育成	地域福祉活動の担い手が確 保できていると思う割合		増加
	18 地域資源の有効活用	地域活動の場が確保できてい ると思う割合		増加
	19 情報共有・管理の充実	活動に必要な情報の取得方 法、適切な保管・管理方法を 知っている割合		増加

3 市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、地域住民による「互助」やボランティア・NPO 団体等と協働した「共助」が欠かせないものとなっています。

そして、地域福祉の原点は、住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」では、この「互助」と「共助」に係る基本的な考え方、取組みの方向性、具体的な事業を定めています。

もとより行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の地域福祉計画と市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組みが不可欠です。

第4期計画より、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を共通のフォーマット（「振り返りシート」）で行うこととしており、第5期計画においても引き続き、この振り返りシートを活用し、市及び市川市社会福祉協議会の職員も出席する地区推進会議の場で検証等を行うなど、地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会及び市の連携を強化していきます。

4 地域福祉の推進に係る財源

本市の地域福祉を推進するに当たり、事業や取組みを前に進めるためには財源が必要です。地域の方々が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても、行政だけではなく地域の方々と共に考えていく必要があります。

市の事業を進めていくための財源としては、市税を始めとした一般財源以外に、国や千葉県からの補助金や交付金、さらには地域福祉の推進を目的とした市民の方々からの寄附があります。

高齢者、障がい者、生活困窮者や子ども、市民活動団体への支援に対する寄附を受け付けている基金は、以下のとおりとなっています。

寄附を受ける基金の名称	寄附金の用途	担当課
市川市福祉基金	高齢者、障がいのある方等の福祉の増進	福祉部 地域共生課
市川市子どもたちの未来支援基金	次代を担う子どもたちの健やかな成長とその夢や希望の実現	子ども部 子ども家庭支援課
市川市市民活動総合支援基金 (市川ハート基金)	市民活動の促進や市民活動団体への支援	市民部 ボランティア・NPO 課

第6章 市川市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方（以下「本人」という。）の日常生活を法律的に支援する制度のことです。

お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（以下「成年後見人等」という。）が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取るなどにより、本人の生活や権利を守ります。また、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。

しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。

こうした状況を踏まえ、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月 13 日施行（以下「成年後見制度利用促進法」という。））を制定するとともに、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の計画」という。）を閣議決定（平成 29 年 3 月 24 日）しました。

成年後見制度利用促進法において、市町村は、国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これを受け、本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

成年後見制度利用促進法における成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③身上の保護の重視

本人の財産の管理のみならず、身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 計画の法的根拠

本計画は成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画です。

成年後見制度利用促進法抜粋

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 施策目標

私たちが自分らしく生活するためには、判断能力が不十分であったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、その意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのために、市民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関・団体等と連携して本計画を効果的に推進することで、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指すため、次の3点を施策目標としています。

【施策目標1】制度への理解の促進

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の定着を推進していきます。

この制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

【施策目標2】安心して利用できる制度の運用

親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで、後見人業務を行う際の不安や孤立などを解消し、親族後見人が安心して本人に寄り添えるように支援します。

申し立てる親族がない場合などは、本市が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。

また必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

【施策目標3】中核機関の機能の充実と地域連携ネットワークの仕組みづくり

成年後見制度利用促進、さらに権利擁護支援に向けて、地域連携ネットワークの構築が重要です。本市は、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を設置しており、中核機関の3つの機能である①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能を、本市と市川市社会福祉協議会で担います。

成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計（計画策定）等の司令塔機能については、本市が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能については、市川市社会福祉協議会が担います。さらに、この4つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されます。また、地域連携ネットワーク会議の運営や地域連携ネットワークの整備等の事務局機能については、本市と市川市社会福祉協議会が双方で担い、連携することで円滑な運営を行っています。

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする方を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。このために、地域連携ネットワーク会議および中核機関の機能を充実させ、成年後見制度の利用に関連する事業者等により、地域連携ネットワークづくりを推進していきます。

さらに、市民が相互に支え合う支援体制を確保するため、市民後見人を養成します。

第7章 市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業) 実施計画

1 計画策定の背景

2017（平成 29）年に改正された社会福祉法に、市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされ、本市では高齢者、障がい者、子育て家庭等の様々な人に対して、庁内における分野の横断、連携の強化により、包括的・総合的な相談が行えるような体制づくりについて、福祉部、こども政策部、保健部の職員で構成する「相談支援包括化推進会議」を立ち上げ、2022（令和 4）年度までに計 12 回の検討を行い、現状の体制では対応困難な複合課題、制度の狭間のケースに関し、分野を超えた幅広い視点での意見交換を行いました。

また、2020（令和 2）年 6 月 12 日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されたことを受け、相談支援包括化推進会議における意見交換の結果、包括的な支援体制を整備するため、2023（令和 5）年 4 月に福祉部の組織再編を行い、同年 7 月から重層的支援体制整備事業を実施するため、社会福祉法に規定された新たな事業を開始しました。

本市が実施してきたこれまでの包括的な支援体制の整備に向けた取組みをより効果的に、またさらに明確にしていくため、市川市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「市川市よりそい支援事業実施計画」といいます。）を策定しました。

2 計画の法的根拠

本計画は社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項に規定する計画です。

社会福祉法抜粋

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4～5 （略）

3 事業実施体制

本事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これらの 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として追加し、次の 5 つの事業を一体的に実施します。

(1)包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決が難しい事例に対しては、各種支援関係機関と連携を図ります。

① <介護> 地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）運営

支援機関	高齢者サポートセンター（委託）【15 箇所】 （国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二）
所管課	福祉部地域包括支援課

② <障がい> 障害者相談支援事業

支援機関	基幹相談支援センター（委託）【2 箇所】 （える大洲ステーション、える行徳ステーション）
所管課	福祉部障がい者支援課

③ <子育て> 利用者支援事業

支援機関	○特 定 型：子育てナビ（直営）【2 箇所】 （第1庁舎、行徳支所） ○母子保健型：母子保健相談窓口アイティ（直営）【4 箇所】 （第1庁舎、市川駅南口「ザ タワーズ イースト」、南行徳保健センター、行徳支所）
所管課	○特 定 型：こども部こども施設入園課 ○母子保健型：保健部保健センター健康支援課

④ <生活困窮> 生活困窮者自立相談支援事業

支援機関	市川市生活サポートセンターそら（委託）【1 箇所】 （分庁舎C棟）
所管課	福祉部地域共生課

本市における包括的相談支援事業は、4つの既存事業の拠点の設置形態は従前から変更せずに、各支援関係機関間の連携を図る「基本型」となります。従来の機能をベースとしつつも、複雑化・複合的な課

題を抱えた方の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎについては、本市の包括的な相談支援体制のチームの一員として、住民の様々なニーズに対応します。

(2)多機関協働事業

事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題については、事例調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。

さらに、事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

実施内容	複雑化・複合化した相談の整理、支援プランの作成、重層的支援会議の開催
実施拠点	第1庁舎【直営・委託】
所管課	福祉部地域共生課

【福祉よりそい相談窓口の設置】

既存の相談支援機関では対応が難しい「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050問題」、「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した課題に対応していくため、「福祉よりそい相談窓口」を2023（令和5）年7月に設置しました。

実施内容	制度の狭間や複雑化・複合化した相談を受け付けます。
実施拠点	第1庁舎【直営】
所管課	福祉部地域共生課

(3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携を通じて、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人及び潜在的なニーズを抱える人に関する情報収集を行います。情報を得た場合は、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

実施内容	複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し信頼関係を構築します。
実施拠点	第1庁舎【委託】
所管課	福祉部地域共生課

(4)参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握します。そして地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図るとともに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

実施内容	既存の社会参加に向けた事業では対応できない方への支援メニューを作り、社会資源と結びつけます。
実施拠点	第1庁舎【委託】
所管課	福祉部地域共生課

(5)地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

① <介護> 地域介護予防活動支援事業

実施内容	地域住民が身近な場所で自主的に集まり、介護予防に資する活動を実施、継続できるよう、「市川みんなで体操登録団体」の支援等を行います。
地域づくり支援の拠点	市川みんなで体操活動場所 【39箇所（2023（令和5）年6月1日時点）】
所管課	福祉部地域包括支援課

② <介護> 生活支援体制整備事業

実施内容	介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の個別課題や地域課題の把握を行います。また、多様な主体との連携しながら、地域課題を検討し、課題解決に向けた情報提供・情報共有を行います。
地域づくり支援の拠点	高齢者サポートセンター（委託）【15箇所】 （国府台、国分、曾谷、大柏、宮久保・下貝塚、市川第一、市川第二、真間、菅野・須和田、八幡、市川東部、信篤・二俣、行徳、南行徳第一、南行徳第二）
所管課	福祉部地域包括支援課

③ <障がい> 地域活動支援センター機能強化事業

実施内容	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会、機能訓練、社会適応訓練の提供等を実施します。
地域づくり 支援の拠点	身体障がい者福祉センター（直営）【1箇所】 (地域活動支援センターⅡ型)
所管課	福祉部障がい者施設課

④ <子育て> 地域子育て支援拠点事業

実施内容	妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
地域づくり 支援の拠点	○一般型（委託）【14箇所】 (さかえ・こどもセンター、こあらっこ・こどもセンター、シーガル・こどもセンター、妙典保育園 地域子育て支援センター、わたぐも・こどもセンター、チェリーズ・こどもセンター、キッド・ステ イこどもセンター、CMS いちかわキッズ子育て支援センター、昭和学院もこもこ・こどもセン ター、みどりようちえんベイビーセンター、CMS 市川大野子育て支援センター、 新井親子つどいの広場、新浜親子つどいの広場、八幡親子つどいの広場) ○連携型（直営）【4箇所】 (中央こども館、市川こども館、南八幡こども館、相之川こども館)
所管課	こども部こども家庭支援課

⑤ <全世代> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	生活困窮者にかかわらず、地域におけるつながりの中で、地域住民のニーズ・生活課題を把握します。また、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。
地域づくり 支援の拠点	地域ケアシステム拠点（委託）【15箇所】 (市川第一、市川第二、国府台、真間「よってこ」、八幡、菅野・須和田、曾谷、宮久保・下貝塚「宮久保 下貝塚寄り合い処」、市川東部、国分、大柏、 信篤・二俣「ふれあいルーム」、行徳、南行徳、南行徳第二「ほっとスペース」)
所管課	福祉部地域共生課

4 重層的支援会議、支援会議

(1)重層的支援会議

重層的支援会議は、事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものです。本市では、多機関協働事業者が主催し、案件ごとに構成メンバーを選定、随時開催することとしています。

①プランの適切性の協議

多機関協働事業者が作成したプランについて、本市と支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断します。

②プラン終結時の評価

多機関協働事業者が作成したプラン終結時において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するか検討します。

③社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

(2)支援会議

支援会議は、社会福祉法に規定された会議体で、会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意が得られていないケースについて関係者間で情報共有を行う、市が主催する会議体です。支援会議を通じて地域における見守りの体制を作ったり、市内での支援体制を強化していくことを目指します。

5 連携体制の構築

市川市よりそい支援事業は、属性を問わない分野横断的な支援を行うものであり、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化し実施する事業です。このため、行政内部での認識の共有と方向性の確認が必要であることから、関係部局で構成される「相談支援包括化推進会議」において、連携の強化と相談支援体制の構造的課題について検討を行います。

【相談支援包括化推進会議】

<基本構成課>（2023（令和5）年4月1日現在）

福祉部 地域共生課（事務局）、地域包括支援課、障がい者支援課

こども部 こども家庭支援課、発達支援課

保健部 保健センター健康支援課

総務部 多様性社会推進課

<連携強化の部>

- ①対応困難な複雑・複合課題のケース制度の狭間のケースに対し、他の相談支援機関と検討を行うとともに、市全体として蓄積したケース記録から、事例、対応方法をリスト化する。
- ②他の相談支援機関へのつなぎについて、その適切性を共有、確認する。
- ③他の相談支援機関と共有すべき継続的な支援者について確認する。
- ④制度や組織などの構造的な課題を抽出し、「体制検討の部」へ情報提供を行う。

<体制検討の部>

- ①連携強化の部で提供された情報を基に、現状の実施体制を検証、法改正や国の通知発出等を踏まえ、市全体としての相談支援体制を検討する。
- ②相談支援体制の構造的課題の解決に向けた検討を行う。

◆ 資料編

(現在、作成中です。)

- 計画の検討経過
 - ・社会福祉審議会の開催回数、内容
 - ・地区推進会議の開催回数、内容
 - ・パブリックコメントの概要
- いちかわ社協「地域福祉活動計画 わかちあいプラン」の概要
- 市川市社会福祉審議会委員名簿
- 市川市社会福祉審議会条例
- 用語解説

第5期市川市地域福祉計画

発行日 令和6年3月
企画・編集 市川市福祉部地域共生課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111(代表)

いつも新しい流れがある 市川



第5期 市川市地域福祉計画

2024(令和6)年度～2029(令和11)年度



基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す



行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

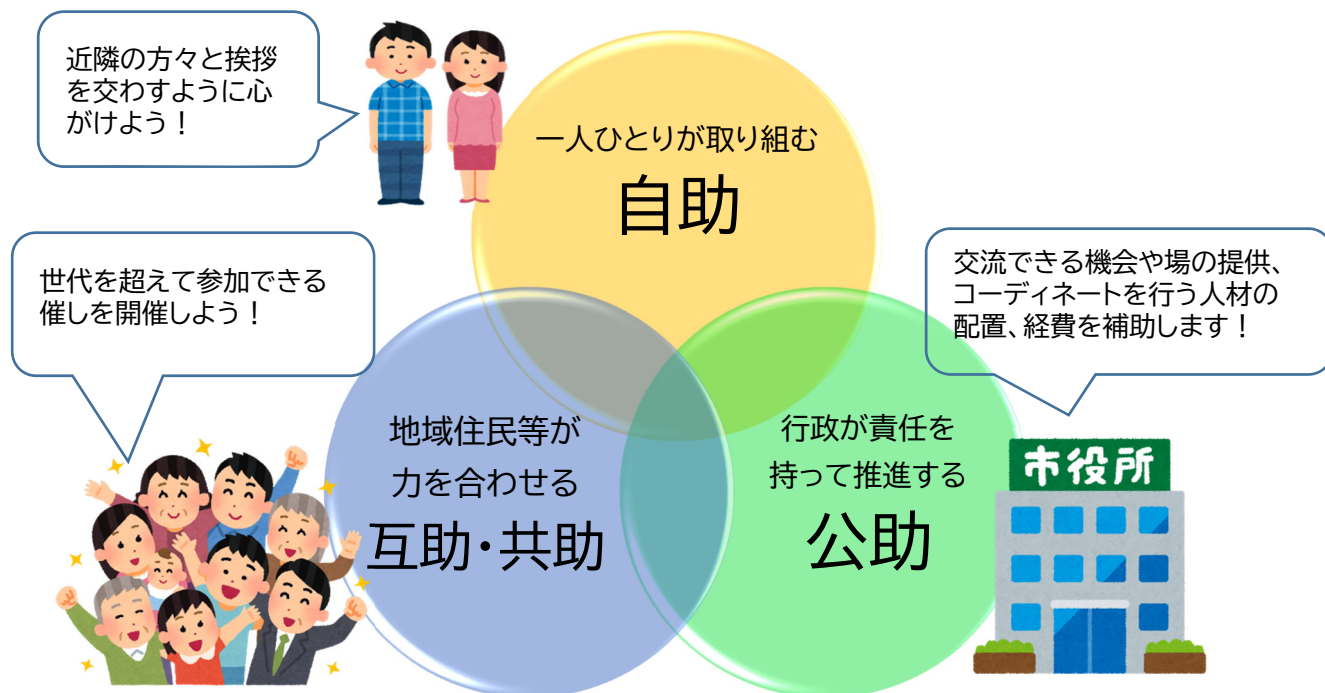
令和6年3月

地域福祉ってなに？

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲(地域)の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助、共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。

「福祉コミュニティの充実」に向けた、それぞれの役割



地域福祉計画ってどんな計画？

近年、価値観の多様化などにより、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者や子どもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、家族が抱える 8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。



地域福祉計画は、このような課題について、市が地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

3つの重点施策(市川市よりそい支援事業)

市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)は社会福祉法に定められた事業で、本市が地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、(1)相談支援(断らない相談支援体制)、(2)参加支援(社会とのつながりや参加の支援)、(3)地域づくりに向けた支援)を一体的に実施する事業です。

第5期計画では、この3つの支援に係る施策の方向を重点事業と定め、特に重点的に予算や人材等を配分していくこととしています。

相談支援体制の充実(施策の方向2)



相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関等と連携を図り、複雑・複合化した支援ニーズに対応します。

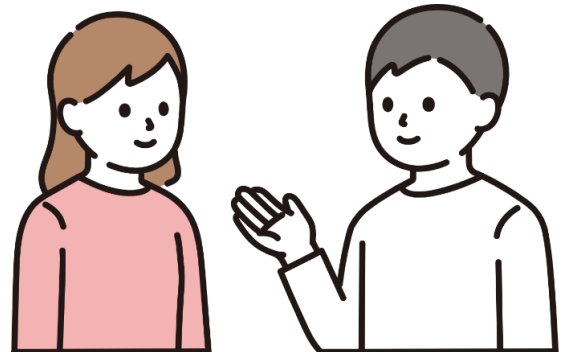
オーダーメイドの支援

課題をかかえる人と
社会とのつながり

ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進(施策の方向8)

社会参加の状況を
踏まえた相談支援

地域福祉活動に参加する人の掘り起こしやPR、地域の社会資源の開発などにより社会参加に向けた支援を実施します。



気づき・
見守り

課題に
対応した
地域づくり

居場所等を社会
資源として活用

地域の居場所づくり(施策の方向15)



多様な民間団体、地域住民等
が出会い、学び合う場

社会参加メニュー
の充実

多世代や多属性を対象としたサロン、子ども食堂、フードバンクなどの交流の場の新設を支援し、地域の特性を活かし創意工夫をこらした居場所づくりを推進します。

基本理念・行動指針

基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す

行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、それぞれが役割を認識しながら、行動する

5つの基本目標、19の施策の方向

基本目標Ⅰ

安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関して必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護の取組み等によって必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

現代の福祉ニーズは多様化し、複雑化・複合化した相談の内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組みを進めます。

施策の方向1	地域福祉に関する情報の提供
施策の方向2	相談支援体制の充実 【重点】
施策の方向3	地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
施策の方向4	権利擁護と見守り体制の充実
施策の方向5	福祉サービスの質の向上と虐待の防止



基本目標Ⅱ

参加と交流のあるまちを共につくる

地域共生社会の実現に向けて、地域の中で支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治(町)会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減のために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会での活動に参加することのできる仕組みを整備します。

施策の方向6	福祉コミュニティの充実
施策の方向7	地域における防災体制充実の推進
施策の方向8	ボランティア・NPO活動の推進と社会参加の促進 【重点】



5つの基本目標、19の施策の方向

基本目標Ⅲ

安全とおいしいのあるまちを共につくる

防犯まちづくりの目的の1つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。快適な居住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

また、バリアフリーという言葉は、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁(バリア)の除去という意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしているすべての分野に対して、これを取り除くという意味で使うことも多くなっています。

すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組みを進めます。

施策の方向9 犯罪の防止と立ち直りの支援

施策の方向10 バリアフリーの推進

施策の方向11 居住環境の整備



基本目標Ⅳ

生きがいを感じるまちを共につくる

いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、地域住民共通の願いです。こどもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。

市では、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな介護予防の取組みや健康づくり事業を推進しています。

また、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労に対する支援や生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、さらには「生きる」ということに対する包括的な支援を実施します。

施策の方向12 介護予防・健康づくりの支援

施策の方向13 就労と生活困窮者への支援

施策の方向14 自殺防止に対する包括的な支援

施策の方向15 地域の居場所づくり【重点】



基本目標Ⅴ

地域福祉推進の基盤を共につくる

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが重要です。

地域福祉を推進するために、意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

施策の方向16 地域福祉に対する意識の啓発

施策の方向17 地域活動の担い手の確保と育成

施策の方向18 地域資源の有効活用

施策の方向19 情報共有・管理の充実



◆第5期市川市地域福祉計画本編は、市公式 Web サイトで公表しています。
下記 URL または右下の二次元コードからアクセスできますのでぜひご覧ください。
(URL、二次元コード準備中)

第5期市川市地域福祉計画(概要版(素案))

発行日 令和6年3月
企画・編集 市川市福祉部地域共生課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111(代表)

計画の位置づけ

【法的根拠】 **老人福祉法**に基づく「高齢者福祉計画」と、**介護保険法**に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する法定計画。国の示す「基本指針」の内容を盛り込む。

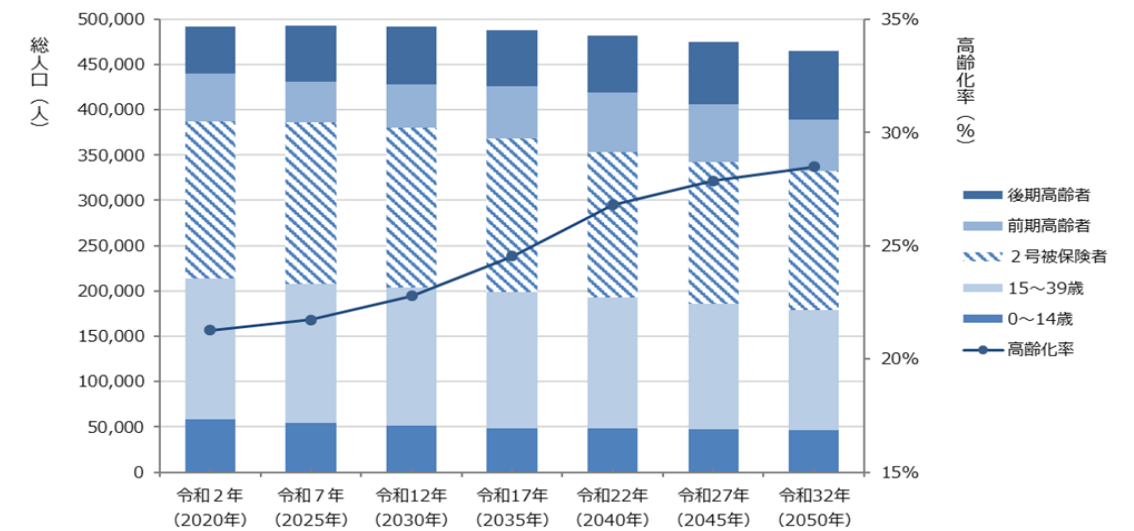
【計画期間】 **3年間**（令和6～8年度）

【策定趣旨】 高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域でその人らしく安心して最期まで暮らすことを可能にするため、「**地域包括ケアシステム**」を構築・推進する。

【関連計画】 地域福祉計画を上位計画として、**関連する計画**との整合をはかる。

例：健康いちかわ21、市川市住宅セーフティネット計画、千葉県保健医療計画 など

高齢者を取り巻く課題



○中長期的に高齢化率が上昇

- ▶2030年代後半までは、医療や介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口が急増
- ▶2040年代以降、生産年齢人口の減少や単身・困窮高齢者の増加が本格化

課題に
対応する
ために



- 就労や社会参加の促進
- 健康寿命の延伸
- 自立支援、重度化防止
- 相談支援、権利擁護
- 医療と介護の連携
- 介護人材の確保



安心して最期まで暮らせる地域へ

住民の皆様の主体的な取り組みを推進

基本目標 1 自分らしく「自立」した生活をおくる

1. 多様な社会参加の促進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、社会とつながりを持ち、生きがいを持つことが必要です。社会参加の機会が拡充するよう、団体への支援や情報提供を図っていきます。

【主な事業など】 ●生活支援コーディネーターの配置 ●社会参加に関する情報提供



2. 介護予防と健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。介護予防に資する「通いの場」の充実や、フレイルの方への集中的な支援により、介護予防・重度化防止に努めます。

【主な事業など】 ●いちわかプログラム ●わっしょいフレイル予防 ●健康ポイント（Aruco）

3. 生活支援や見守りの充実

できることは自分で、できない部分は周囲の手助けやサービスを利用して、その人らしい「自立」した生活を送れるよう、日常生活のニーズや課題、必要な地域資源を把握し、地域の多様な主体と連携して生活支援体制の充実に努めます。

【主な事業など】 ●生活支援体制整備事業 ●民生委員による見守り



4. 認知症への理解の促進

認知症は「誰もがなりうるもの」であり、身近なものです。認知症に関する知識と理解を市民に深めるとともに、認知症の人や家族による意見の発信や、認知症の人を地域全体で支える体制づくりを図ります。

【主な事業など】 ●認知症サポーター養成講座の開催 ●認知症カフェの開催支援

高齢者福祉の充実に向けた取り組み

地域包括ケアシステム

— 5つの要素が相互に関係しながら一体的に提供される



“尊厳ある自分らしい暮らしの実現”に向けて

- 本人の選択と本人と家族の心構え【皿】
 - 生活の基盤となる“すまい”の確保【鉢】
 - 地域の多様な主体によって**介護予防と生活支援**が取り組まれること【土】
- ↓
- 皿・鉢・土が充実してこそ、専門職による支援（**医療・介護**）が効果を発揮【葉】

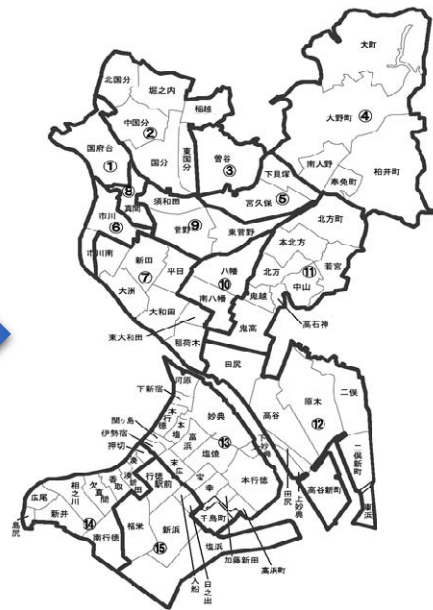
▼近時の法改正

- ・ 全世代の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（R5年5月）
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（R5年6月）

●日常生活圏域の変更



西部、北部、東部、南部の4つの日常生活圏域



高齢者サポートセンターの担当圏域に一致する15の日常生活圏域

住民や地域の多様な主体による地域づくりの活動と、介護予防・生活支援体制の整備や認知症施策との連携が一層図られるよう、日常生活圏域の設定を見直し、「地区連合会」や「地域ケアシステム」の14の地区を踏まえた15の圏域に変更します。

基本理念

個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる 安心と共生のまち いちかわ

基本方針

地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。

社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送る。

住民の役割

基本目標 1
自分らしく「自立」した生活をおくる

1. 多様な社会参加の促進
2. 介護予防と健康づくりの推進
3. 生活支援や見守りの充実
4. 認知症への理解の促進

認知症の人や重度の要介護状態の人が、最期まで尊厳が保たれ、自分らしい生活を送られるよう支援をする。

支援者の役割

基本目標 2
尊厳ある暮らしを最期まで支える

1. 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援
2. 在宅医療・介護連携の推進
3. 連携による認知症への支援
4. 介護者の負担軽減
5. 権利擁護の支援

将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。

行政の役割

基本目標 3
安心と共生の基盤をつくる

1. 誰もが共に暮らす地域へ
2. 安心して暮らし続けられる住まいへ
3. 介護人材確保と業務効率化の支援
4. 保険者機能の強化に向けて